

令和6年度 第3回 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日 時：令和6年11月25日（月）
13：30～16：30
場 所：長野県庁議会棟第2特別会議室

1 開 会

（井口課長補佐）

ただいまから、「令和6年度第3回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の全体の進行を務めさせていただきます事務局の児童相談・養育支援室の井口でございます。よろしくお願いいたします。

当分科会は、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の規定により運営が行われますので、あらかじめ御承知おきください。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、会議終了後、4時半頃の予定になりますが、事務局にて対応いたしますので、会議終了後、廊下でお待ちをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。準備ができましたら、こちらからお声がけさせていただきます。

それでは会議に先立ちまして、県を代表いたしまして、こども若者局長、高橋から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（高橋こども若者局長）

こども若者局長の高橋寿明です。それでは分科会の開催に当たりまして、私から、一言御挨拶を申し上げます。

本日御出席をいただきました専門委員、特別委員、そして若者委員の皆様には、日頃から児童福祉行政の推進をはじめ、社会的養育推進計画の策定に関しまして、多大なる御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、今年度第3回目の分科会となりますが、10月の中旬から1か月の間に県内10か所で開催をしました地域懇談会の結果について御報告をさせていただくとともに、この懇談会でいただきました御意見なども踏まえた次期計画の原案について、御審議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、県では、先ほど申し上げました地域懇談会に合わせまして、乳児院・児童養護施設における今後の社会的養育の推進に関して、施設におきましてヒアリングも実施いたしました。

このヒアリングの中では、各施設における強みを改めて認識をした一方で、施設の進化に向けた取組に係る課題も再認識をしたところであります。

また、里親委託の推進につきましては、今回の地域懇談会などでの御意見などから、受け皿となる里親登録数の増加に向けた取組はもとより、児童相談所、里親支援センターなどのフォスタリング機関による養育支援の量と質のさらなる向上に向けた取組が、これまで以上に必要だと認識をいたしました。

今後の検討に当たりましては、こうしたことに加えまして、次期計画の全体を貫く軸がこどもの権利養護であることをしっかりと念頭に置きまして、こどもたちにとってよりよい計画となるように、そして様々な施策をつくっていけるように引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、本日もそれぞれのお立場から様々な御意見をいただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

(井口課長補佐)

局長の高橋でございますけれども、本日所用によりまして、これにて退席をさせていただきます。御了承ください。

(高橋こども若者局長)

よろしく申し上げます。

(井口課長補佐)

続けさせていただきます。

本日の分科会の成立について御報告申し上げます。本日は、専門委員7名のうち6名の専門委員の皆様にご出席をいただいておりますので、分科会運営要領第5の1の規定によりまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。なお、杉山委員におかれましては、所用により御欠席となっております。

それでは、会議事項に入る前に、会議資料の確認をお願いいたします。次第及び出席者名簿、それから資料1、資料2-1、資料2-2、それから資料3、資料4でございます。あと、参考資料1、こちらが原案の本体となっております。それから参考資料2、こちらが実施したアンケートのクロス集計になっております。これらを配付しております。資料に不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議ですけれども、記録の正確性を期す観点から、いつものことではございますが、審議内容を録音させていただきますので御了解ください。それから申し訳ありません、前回と同様、マイクを回さず進行しますので、恐縮ですが、少し大きめに御発言をいただければと思います。よろしくようお願い申し上げます。

3 会議事項

- (1) 次期長野県説明破壊的養育推進計画原案について
- (2) 今後の計画策定に係るスケジュール等について

(井口課長補佐)

それでは、これより会議事項に入ります。上鹿渡分科会長に審議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。それでは今日もよろしくお願いいたします。3時間と長くなりますがお願いします。

最初に議事を始める前に、本日の議事進行に関わりまして、一つ確認をさせていただきます。本分科会は、議事録、資料を含め原則公開により開催することとしております。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声 >

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

それでは、会議事項の(1)「次期長野県社会的養育推進計画原案について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

これは45分ほどの長い説明になりますけれども、その後でまとめて課題ごとに質問や御意見を賜わろうと思っております。よろしくお願いいたします。

(筒井係長)

そうしましたら私のほうから説明をさせていただきます。児童相談・養育支援室の筒井と申します。よろしくお願いいたします。

まず資料1からお願いをいたします。

この後、10月中旬から実施した地域懇談会の実施の結果や計画の原案等の説明をさせていただきます。おおむね2時25分ぐらいを目途に、少し長くなりますが、御容赦いただければと思います。その後、御審議をお願いしたいと思っておりますが、時間も限られている中でございまして、内容も多岐にわたっており、こちら事務局側といたしましては、この資料1に記載した事項・内容について、順次御審議をお願いできればと考えているところでございます。

ここにある事項以外につきましても、もちろん御審議いただいても結構でございますので、時間の許す限り議論をお願いできればと思っております。

また、今日配付している資料の中で、参考資料2については、6月から7月に実施したアンケート調査の単純集計、前回の第2回目の分科会でお配りしたところですが、クロス集計を今行っておりまして、その結果についてお配りをしております。触れる時間が少ないのですが、また御覧いただいて、こんなクロスもしてみたらどうかという御提案等がございましたら、まだ間に合うかと思っておりますので、御提案いただければと思います。

それではよろしくお願いいたします。資料2-1をお願いいたします。

前回の9月の分科会で御審議いただいた内容も踏まえながら、後期計画におけます施策や資源整備の方向性について共有をして議論をするといったことと、あとは今後の社会的養育の推進に向けた意見交換等を行う、そういったことを目的といたしまして、10月

中旬から、県内10地域におきまして地域懇談会を行ってまいりました。

地域懇談会につきましては、1枚めくっていただいた3ページ目になりますが、各地域の市町村や施設、里親、児相に出席をいただいたところがございます。委員の中には、当日おいでいただいた方もいらっしゃいまして、大変ありがたいなと思っております。感謝申し上げます。

資料2-1から離れまして、資料2-2を御覧いただければと思います。

地域懇談会当日に説明した資料になりますが、既に御覧になっている方もいらっしゃいますが、当日このような資料で説明を行いまして、意見交換を行ったところがございます。

まず資料2-2の1ページ目になりますが、今回の計画策定の経緯について説明をいたしまして、2ページ目、3ページ目で計画の全体像の説明を申し上げました。その上で、4ページ目になりますが、長野県として、今回の後期計画によって目指そうとしている社会的養育の姿、そういったものについてお伝えをさせていただきました。具体的には、社会的養育によるサポートにつきましては、こども自身が持つつながら、これを可能な限り維持していくという必要性があるという考え方をもちまして、こどもや家庭へのサポートのための資源を地域ごとに整備していくという必要性を説明させていただきました。後期計画が、その資源整備のための計画であるという点についても説明を申し上げたところがございます。

そして5ページ目になりますけれども、前回9月の分科会で御審議いただいた内容を含めて、県全体における資源整備、中でも事業所や里親登録数などの目標の案をお示しするとともに、6ページ目から9ページ目には四つのエリア、あるいは10の広域ごとの資源整備目標の案をお示しをしております。

なお、こちらの資料ですが、令和6年10月1日時点の人口が公表される前に作成したものでございまして、骨子案では代替養育を必要とするこどもの数などは暫定値になっておりまして、今回お示ししている原案とは数字が若干異なっておりますので、その点は御了承いただければと思います。

そしてこういった説明をさせていただきました、10ページになりますけれども、こういったテーマに沿って意見交換を行ったところがございます。

なお、11ページ目以降ですけれども、市町村におけるこども家庭センターの設置状況ですとか、代替養育を必要とするこどものエリアごとの見込み、あとは市町村の家庭支援事業の主な三つのものについて、その実施状況を参考としてつけさせていただいております。このような内容で当日説明を意見交換を行ったところがございます。

資料2-1の1ページ目にまた戻っていただければと思います。右上に「資料2-1」と書いてあるものの1ページ目になります。よろしいでしょうか。

資料の左側の下半分ですが、地域懇談会の意見交換の全体的な概略を記載しております。1の計画の全体的な方向性につきましては、主だった反対意見はなかったという認識しております。各地域の関係の皆様には御了承いただかたと認識しております。

2の資源整備の方向性につきましては、おおむね御了承はいただいているのかなとは思っておりますが、里親の委託率や登録里親数の目標につきましては、そこまで急ぐ必要があるのかといった指摘や、施設の関係ですと、入所児童の急減によって、措置費の収入

の減収を危惧しているといった意見も出されたところではございます。

そして、3の今後の社会的養育の推進に向けた課題等につきましては、多くの市町村において子ども家庭センターの設置に向けた取組ですとか、サポートプラン等の策定に向けた取組を進めていただいておりますというところで、ただサポートプランについては、様式をどう固めていくとか、当事者への説明をどうやっていくのかといった課題も出されたところではございますが、そういった課題を抱えながらも、前向きに取り組んでいただいている市町村が多かったと見ておるところでございます。

そしてショートステイの関係ですけれども、多くの市町村で実施をしているところですが、必要の供給量がなかなか確保できないという課題も出ております。主な受入れ側になっているのが施設側になりますけれども、こちらとしても入所定員の枠内で受けている中で、なかなか十分な受入れができないという課題もそれぞれ出されているところでございます。

そうしたことから、多くの市町村において、里親のショートステイといったものも進めたいという意向も出されたところですが、実際の契約をどうするかですとか、受入れの調整やお金の支払い、そういった調整がもろもろあるわけですが、そういったところの課題をどうやってクリアしていくのかというところ等について意見をいただいたところがございます。

そして、里親を増やしていくというところにつきましては、認識の共有は図れたかと思いますが、具体的にどうやってリクルートをして増やしていくのか、その辺の手法を見直していく必要があるのではないか、そういった意見も出されたところがございます。

そして、施設の関係ですけれども、多くの施設でやはり措置にならないようにするために、地域支援といったことはやらなければいけないと、そういった必要性や、やっていきたいという意欲をお示しいただいているところが多く見られたかなと見ておりますけれども、そのための職員をどうやって確保していくか、そういった課題を示す施設が多くあったこと、あとは、市町村の家庭支援事業を受けていこうという中で、どうやって市町村と関わっていくか、そんなあたりでなかなか道筋が見えないといった状況も、お聞きしている中で把握できたのではないかと見ております。

全体はそのような結果となっております。

右側へ行きますが、10地域を回らせていただきまして、地域ごとの特徴等が見えてきたかなと、また現状や課題等も見えてきたかと思っております。それをまとめさせていただいたものになります。

特に小規模な町・村が多い地域では、市町村家庭支援事業を行うにしても、事業規模がそれほど大きくない中で単独での実施が難しいという話も見受けられまして、複数の市町村が一つになった広域的な事業委託等についても話題にはさせていただいたところがございます。

資料2-1の次のページをお願いいたします。

先ほど2-2の中で意見交換をさせていただいたところでお話をさせていただいたところですが、そこで出された主な意見と、それをどうやって計画に反映していくのかというところの方向性をまとめたものになります。いろいろ書いておるんですが、時間も限られている中でポイントのみとさせていただければと思います。

まず、1の市町村における予防的支援体制の構築についてですが、おおむね先ほども説明をいたしましたけれども、市町村による家庭や子どもへのサポート体制、これを充実させていく、そういったことにおきましては、研修等の機会を設けながら先進的な団体の取組、先進的にやっていただいているところも幾つか回っている中で見えてきたところでもございますので、そういったところの取組も共有しながら、全体的な底上げを図っていく、そういったことも考えていかなければならないと思っております。

こうした市町村のサポート体制の充実というところについても、後ほど審議の中で御意見等をいただければと思っているところでございます。

そして、児童家庭支援センターの関係を下のほうに書かせていただいておりますけれども、既に県内6か所設置しておるところですが、設置がされている地域の市町村からは、専門的なバックアップ機能等について評価をされておりまして、未設置の市町村についてもそういった重要性というか、役割といったものについて説明をしていくと、やはり児童家庭支援センターといったもののバックアップ機能が必要、そういったものが欲しいという御意見をいただいている中で、児童家庭支援センターの設置数を増やしていく方向性については、おおむね御理解をいただいたかと思っているところでございます。

そして2の里親等委託の推進についてになります。リクルートの方法や実際に里親不調といったものが起きている課題等も抱えておる中ではありますけれども、そういったところを今後どうしていくかという中で、まずは民間の里親支援センターを各地域に設置をしていきながら、フォスタリングの機能のレベルアップ、全体的な底上げを図っていく、そういったことをやっていく必要があるかなというところで、改めて認識を持ったところでございます。

そして右側に行きまして、3のパーマネンシー保障の取組の関係です。なかなかパーマネンシー保障という概念の理解と定着をどう進めていくのかというのは、回っている中でも課題として思ったところで、なかなか理解と定着が進んでいないところもあるという印象を持ったところですが、親子関係の再構築であったり、自立支援のための取組の必要性、こういったものについては御理解を得られたかと思っているところでございます。

そして右下の4、施設の高機能化等の関係です。新しい事業を起こしていくということであったり、その市町村との関係づくり、そこら辺について県や児相から助言などをしてほしいという意見も出されたところでございます。

地域懇談会の日程に合わせて、先ほど局長の高橋が挨拶でも申し上げたんですけれども、施設でのヒアリングをやらせていただいたところでございまして、できる範囲でいろいろな提案もさせていただいたとは思っておるんですけれども、今後の計画策定以降においても、そういった施設への助言というか、そういったことも継続的に我々も含めて児童相談所においてやっていく必要があると感じたところでございます。

そして、今回主に計画の策定に向けた地域懇談会ということでやらせていただいたところですが、各地域の具体的な取組の推進ですとか、資源整備に向けた計画の策定後においても、各地域で継続的に懇談や意見交換、協議、そういった場の設定が必要だと改めて認識を持ったところでございまして、来年度以降も、できれば児童相談所を中心にしながら、こうした取組を進めていければと思っているところでございます。

資料2-1については以上となります。

次に、具体的な計画原案についての説明に入らせていただきます。

時間の都合もありまして、全部というのは難しいのかもしれませんが、資料1でお示ししている事項を中心に説明をさせていただければと思いますので、御容赦をいただければと思います。

いろいろ資料を見ていただくようになりますが、資料3に行きたいと思います。

計画の原案そのものは、本日お配りをした参考資料1で、一部説明で使うところがございますので、こちらも御用意をお願いできればと思います。資料2-2も少し使用するところがあるかと思っておりますので、引き続きお手元に置いていただければと思います。

資料3と言いながら、参考資料1から見ていただくようになりますが、内容に入る前に、形式的な部分を説明したいと思っております。参考資料1、計画の原案になります。

まず、表紙に書かせていただいておりますタイトルですが、こどもに向けた計画であると我々は考えておりまして、そうである以上、「社会的養育推進計画」というタイトルはあまりにも技術的過ぎると考えております。

そのため、何らかの通称のようなものも使えればと考えておりまして、今回、仮称ということで書かせていただいております。こうしたやり方ですとか、仮称そのもの、名称そのものをどうするかということも、この後御意見をいただければと思っているところでございます。

そして、本文中の形式ですけれども、骨子案でもお示したんですけれども、左側のページが主にこども向け、小学校の高学年以上のこどもを想定してはいますけれども、こども向けの内容、右側が大人向け、あるいは関係者向け、専門家向けという形で引き続き作成をしております。

計画の目標や理念、計画の先にあるもの、あと県の特徴、このあたりについては骨子案のものを踏襲した形にしてはおりますけれども、今回の計画原案の中では、その具体的な施策の部分について、国の策定要領が記載を求める内容を可能な限り反映を図ったものでございます。

その上で、例えば111ページを見ていただければと思うんですが、御覧をいただくと、各施策についてそれぞれセクションを設けているところですが、それぞれの各施策に関するセクションの最後に、施策の内容や目標を規定しておるんですが、その後、こどもに向けたメッセージという形で、「こどものみなさんへ」という形で入れさせていただいております。

これについては、計画の第一義的な受益者はこども自身であるということも鑑みておりまして、方法をこれから考えなければいけないんですけれども、こども自身からこの計画による施策の評価をいただく必要があるかと考えておりますが、それに当たってどんなところを見てほしいか、感じてほしいか、そういったことを可能な限り示す必要があると思ひまして、このような記載をさせていただいております。こんなような形式で現在つくっておりますけれども、その形式面についても、この後御意見をいただければと思っているところでございます。

そうしたら、資料3に戻っていただければと思います。次に内容的な面になります。

前回の骨子案の段階では、施策の方向性のみを同じような資料を使っているんですけ

れども、方向性のみをお示しして、いわゆる数値的な目標につきましては検討中としておったところでございますけれども、今回は前回の懇談会で少し議論をさせていただいたものや、先ほど説明した地域懇談会での議論などの結果も踏まえまして、主な資源整備の目標を具体的に記載をさせていただいたものになります。今回はそこが中心の説明になるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

資料3の下のほうの黄色のトーンで四角く囲っているところがあるかと思っておりますけれども、そちらを中心にお話ししていきたいと思っております。

まず、左側の「こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組」、こちらの目標値については、前期の計画からの継続性もございまして、こちらは100%と考えているところでございます。

次に市町村の関係で、在宅を中心の予防的支援としての市町村などによる家庭支援の推進についてですが、まずは、全ての市町村にこども家庭センターが設置されることが必要と考えているところであります。

そして、里親支援センターの整備が前提になるかとは考えておるところでございますけれども、ショートステイの関係は、どこにおいても施設だけの受入れでは限界があるというところで、里親の活用も必要であると考えております。

そういったこともございまして、こどもの状況にもよるんですけれども、できるだけこどもが地域の中でショートステイできるようにするという観点が必要かと思っております。そうした中で里親を増やしていくということのプロセスの中におきましても、県内の中学校区、およそ200ほどあるんですけれども、中学校区の中に最低1世帯の里親、それもショートステイの受入れが可能な里親がいるような姿を目標として描けないかと考えているところでございます。

ただ、一部市町村では一部事務組合で一つの中学校にしているところもあつたりするので、その扱いはもう少し考える必要はあるかと思つてはおるんですが、おおむね中学校区ごとにそういった里親がいるような形を目標として立てられないかと思つているところでもあります。

そして、児童家庭支援センターについては、先ほど資料2-2のほうでも出したんですが、5ページ目に出したんですが、15か所、県全体で15か所と考えています。地域別には6ページから9ページに書いておりますが、そのような、地域ごとにはそういった箇所数、エリアごとにそういう形で整備していきたいと考えてございます。全体で15か所と考えております。

そして妊産婦等の生活援助事業については、県内4ブロックある中で、それぞれのブロックで1か所ずつ、全県で4か所といった目標案としております。

そして資料の真ん中辺りについてですが、いわゆる一時保護の改革の関係ですけれども、一時保護されるこどもの状態にもよるんですけれども、可能な限りこどもが生活する地域の中で保護されることが必要なかと思つております。

また、一般的には入所児童との混合は避ける必要があるなかで、今後、グループホーム化を進めていくという方針の中で、そのグループホーム化が進んだ後に空いたユニットの活用の一つの方法として、県内8か所から10か所に一時保護の専用のユニットというか、一時保護専用棟のようなものを設けられるようにしていきたいと、そんなような目標

を考えているところになります。

少し細かい話になりますけれども、措置費の一時保護の加算については、入所定員の枠外になりますので、その加算の有無は問わないような形で、今考えておまして、そのような形で、一時保護、ショートステイにも使えるとは思うんですけれども、そういう専用のスペースというか、そういったユニットの整備が一定程度進めばいいかなと思っておまして、こういった目標にしています。

また、一時保護委託ですけれども、里親の活用については必要かと考えておまして、今後設置を進めていきたいと考えておる里親支援センター、こちらを調整窓口に将来的にはしていきたいと考えておりますけれども、その窓口が里親支援センターとして、常時3世帯が一時保護委託の打診可能な状態といったような目標にはいかがかと考えております。

ただ、先ほどショートステイの委託の関係で、委託可能な里親の数を中学校区に1世帯ということもしておまして、一時保護とショートステイの関係と、資源整備目標では分けているんですが、この点については、この後皆さんに御意見をいただければと思っているところでございます。

そして中心部、真ん中に行きますが、パーマネンシー保障に向けた取組についてですけれども、児童相談所における専任のチームですとか担当については、前回の分科会でも御質問というか、御意見等いただいたところではありますけれども、後期計画の初年度になる来年度、令和7年度の設置を目指していきたいと考えているところでございます。

そしてその下の特別養子縁組についてですけれども、国の策定要領では、年間1,000件を目指すとしておる中で、本県としてどう考えるかというところで、近年の実績ですとか、人口の規模、こちらを踏まえると年間10件程度が目安かなと考えてございまして、そこを今目標値として掲げているところでございます。

そしてその次の四角で、里親等委託の推進についてですけれども、こちらは少し時間を割かせていただきますが、目標値などについて、その算出のプロセスも含めて説明が必要かと思っております。

参考資料1を御用意いただいて、294ページをお願いします。

まず、里親等の委託が必要とされるこどもの数の見込みについてですが、図表の15-2にある計画期間の「代替養育を必要とするこどもの数の見込み」の中の一番右のR11の代替養育を受けるこどもの数、こちらを基に算出をしております。

296ページをお願いしたいんですけれども、里親やファミリーホームでの生活が必要と考えられるこどもの数につきましては、国の策定要領の中で二つ算式が示されております。内容はこの296ページの中段に括弧で囲って①②③と書いたものがあるんですが、その中の①と②になります。③については策定要領の中で国が数値目標として示している小学生未満75%、小学生以上50%以上となっておりますが、その最低ライン、75%と50%によるものとしております。

次に298ページをお願いしたいと思います。まず①による算定ですけれども、令和5年度末の時点で代替養育されているこどもの数、こちらを基に、既に里親等に委託されているこどもと、一定期間以上、例えば何年とかという形になりますが、一定期間以上その施設に入っているそのこどもの数を機械的に合わせた数になります。それによって、15-3

になりますけれども、一番右側に里親委託率の割合が出ていると思います。この率を用いまして、その下に令和11年度末の代替養育を必要とするこどもの数を掛けたものになります。それが15-4にある数字になります。これが算式の①になります。

次に算式の②ですが、こちらが令和5年度末の時点で代替養育をされているこども、これは同じですが、こどもを措置している児童相談所において、マッチングが可能であれば、里親等委託に出したいと考えているこどもの数になります。これが15-5になりますけれども、それをやりまして、右側に率が出ていると思います。この率を15-6のほうで掛けた結果が出ているのがこちらになります。

そして算式の③が、いわゆる75%と50%を掛けたもの、令和11年度末の代替養育を必要とするこどもの数に、小学生未満なら75%、小学生以上なら50%にしたらどうなるかといった結果が出ているのが302ページの15-7になります。

それを全てまとめたものが15-8になります。それぞれ結果が異なっておりまして、①の場合ですと334人、②だと279人、③だと263人という数字が計算の結果出ております。

この里親委託をされるこどもの数を増やしていくに当たっては、受け皿となる里親の確保も必要となってきました。ただ、現在十分な受け皿となるような里親の数がないという現状もあります。そういったことがありまして、里親等委託が必要なこどもの数の目標をつくっていく、設定していくに当たっては、こどもの数と併せて里親の数の確保、この二つをセットで考えていく必要があると思っております。

そういったことで304ページに移りますが、近年県内の登録里親のうちファミリーホームを含めまして、こどもの委託を受けている里親の割合が高くても35%程度で推移しております。そして委託されている場合で、委託されているこどもの数は、平均で、ファミリーホームを含めればおおむね1.5人、ファミリーホームを除くとおおむね1.2人ほどとなっております。

これらの数字ですが、例えば35%という数字、割合ですけれども、全国的な状況も見てもおそらくこのあたりが限界の数字と見ております。おそらくこれを超えると無理な委託になってしまうだろうと考えている基準と思っております。

この35%というところを基にしまして、304ページの下のほうに計算式を入れておりますけれども、こちらによって必要となる里親、ファミリーホームも含めますが、その数を出したものが306ページに行きまして、表の15-9になります。これは3×9で27パターンの結果が出ておりますけれども、306ページの目標値の設定以下において、令和5年度末の登録里親数が255世帯となっております。それを踏まえながら、この中で具体的な目標をどうするかということを考えていくことになります。

先ほども申し上げたとおり、ファミリーホームを含めた委託児童の平均が1.5人となっているところからすると、この図表15-9の中で見ていくラインは、 $n=1.5$ かなと思っております。そこを取るのが妥当かと思っております。

そうした中で、目標としてどこまでできるかといった限界を考えたときに、里親等委託が必要なこどもの数は一番右の③で、里親の数は、令和5年度末からするとおよそ2倍になりますが、500世帯、このあたりが頑張れば目標としてできるラインかなと考えているところになります。

ただし、このためにはファミリーホームについても増やす必要がありまして、今5つ

あるんですが、それを15か所にしていく必要もありまして、そちらも条件にはなっていく目標にはなりません。

こうした検討も踏まえまして310ページになるわけですが、本県における里親等委託率の目標については、数式の③になるんですけれども、小学生以下75%、そして小学生以上50%としまして、そのために必要な里親の数は、端数を切り捨てておりますけれども500世帯、ファミリーホームについては15か所といった算定をしているところでございます。

年度ごとの目標設定については、里親支援センターの設置もこちらはセットで考えて、そこら辺とも関連させる必要があるかと考えておりまして、一次関数的というよりも指数関数的な目標値にしております。

そして資料3にお戻りいただきたいんですけれども、里親の関係は、委託率のみここに書いておりますけれども、先ほどの小学生以下75%と、小学生以上50%を数字としてならしていくと、全体として55.6%となりますので、そちらを目標として考えているところでございます。

そして、その下の里親支援センターですけれども、既に県内2か所設置がされているところでございますけれども、最終的には10か所を目指したいと考えておりまして、後ほど見ていただければと思うんですが、地域ごとについては、資料2-2の6ページから9ページにありますので、計画の本文には入れておりますけれども、地域ごとにも目標をつくっております、トータルで10か所考えております。

資料3の黄色い中の右上になりますけれども、施設の関係になります。施設の進化、前回の分科会から申し上げているところになりますけれども、国の策定要領上、施設入所が必要なこどもの数の見込みも出すことになっておりまして、ちょっと見ていただく時間がないかもしれないんですが、参考資料1の334ページ以下で見込みの計算を行っております。こちらに出した数字ですけれども、代替養育を必要とするこどもの数に対して、先ほど説明をした里親等委託の必要なこどもの数、こちらと表裏一体の関係になってくるところもありまして、算定結果としては、このような結果となります。

ただ、実際には各施設において定員設定を行っていただく中では、里親等委託の推進状況ですとか、そういった状況も見ながら、代替養育が必要なこどもの行き場がなくならないようにすることは必要と考えているところでございます。

そして338ページにも書いてはおるんですが、ここでの見込みについては、入所定員に含めることができる一時保護委託のこどもであったり、措置延長によって20歳まで入所しているようなこども、こういったところは今回考慮はしておりませんので、その点は御了承いただければと思っております。

なお、一時保護委託を含めた一時保護のこどもの数の見込みは、年度ごとに不規則な動きもありまして、予測がなかなか難しいところではあるんですが、こちらは参考資料の218ページと220ページに参考という形で幅を持たせた試算をさせていただいておりますので、こちらをまた参考に見ていただければと思っております。

施設の関係、資料3に戻りまして、施設のグループホーム化については、国の策定要領上、計画期間内に全て完了ということが書かれてはいるところでございます。グループホームのメリットは、実際に運営している施設から多く聞かれたところでございまして、

やはり必要性は認めているところではあるんですけども、同時に施設とお話をしている中では、施設ごとに少しずつ差異はあるんですけども、トータルで見たときには、グループホーム単位での施設ケアに十分対応できるだけの職員の成熟度、そういったところがまだまだ上がっていないのかなというところの判断がされるかと思っています。

そういったこともありまして、県におきましては、まずは職員、グループホームによる施設ケアに対応できるような施設職員の成熟度の底上げも図りながら、そういったものを待ちながら、入所定員ベースで現状13.7%ほどがグループホームに今入っているんですけども、ここを50%まで引き上げるような目標としていければと今考えているところでございます。

そして、施設の多機能化・機能転換等の関係になりますけれども、できるだけ多くの施設に県予算の執行を伴う児童家庭支援センターですとか、里親支援センターを担っていただきたいと思っておりますが、それと同時に市町村の家庭支援事業、特にショートステイは多くやっていますので、それを除く家庭支援事業については、全ての乳児院や児童養護施設において委託を受けていただくような形で考えていきたいと思っております。でございますけれども、県や児相によるサポートも必要だというお話もいただいておりますので、こうした各施設における家庭支援事業の受託、そういったところに向けた取組についても、この後少し御意見をいただければと思っております。

あと、資料3に記載はないんですが、母子生活支援施設については、今後その施設に期待される役割というものも十分考慮はしております、国の策定要領にはないかと思うんですが、設置箇所については3か所以上を維持するような目標設定を入れていければと考えているところではあります。

施設の次の四角に行きまして、社会的養護経験者の自立のサポートの関係になります。

まず、自立生活援助事業所についてですけども、児童養護施設においては、高校生年齢になって初めて措置されるというこどももいまして、そうなってくると成人年齢までの自立のサポート期間が18歳まででは足りないという指摘も多く聞かれたところでございます。

そういったこともありまして、必要なこどもであれば20歳までの措置延長も行っていただきたいと考えておりますが、それでもなお自立のサポートが必要であるということも考えられますので、いわゆるⅡ型をメインとした児童自立生活援助事業の実施を、全ての施設で行っていただけるようなことにしてはいかかかと考えています。

そして従来の自立援助ホームとなっているⅠ型については、Ⅱ型とは別の受け皿として機能することが求められるかこちらとしても考えておりますけれども、現在長野市で2か所ということで、地域的な偏りが見られるかなというところもありまして、ほかの地域への設置も期待したいところで、この16か所の内訳ですが、今ある14の児童養護施設と、今ある2つの自立援助ホーム+αという形で16以上という目標にしております。

そして、令和4年の法改正で法定化された社会的養護自立支援拠点の整備につきましては、ケアリーバーなど、社会生活の中で孤立を感じるようなときや、生活の支援が必要といった場合のサポートの拠点として考えているところではありますけれども、少なくとも県内の南北1か所、できれば四つのエリアに1か所の合計4か所、2～4か所程度で今考えているところでございます。

そして児童相談所の働きをさらに高めるための取組というところに移りますけれども、こちらは今、県組織の内部で調整中の事項もありまして、原案の中でも調整中となっている箇所がございますけれども、その中でも今回の法改正で新たに位置づけられたこども家庭ソーシャルワーカーにつきましては、各児相年間1人ずつ、5所あるので5人になるのですが、5人×5年で25人程度といった目標を今考えているところでございます。

すみません、ここでは書いていないんですが、施設のこども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った人の数といったところも、今後目標として設定ができないかと今考えているところでございます。

以上ですけれども、計画原案の概略を説明させていただいたところでございます。長時間の説明になりまして、さらに資料の整え方がよくなかったところがあり見づらいところがあったかと思いますが、以上とさせていただきます。

ここから資料1に書かせていただいた内容を中心に御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

ここから審議に入りたいと思います。大体1時間ぐらいですかね。その後いったん休憩で次ということになるんですが、資料1、最初にあるこれの上から順番に行きます。1と2を大体3時半ぐらいまでかけてやるというイメージです。

最初に、1の「後期計画の形式等について」ということで、計画の通称と形式、参考資料の1の400ページある分厚い計画原案の最初のところに書いてある『こども』であるあなたが『いま・ここ』で幸せに育ち自分らしく生きていくために」というこどもにも向けたような内容の通称を仮でつけていただいておりますが、こんなような形で、これは別なのがいいといえばそれをいただいて考えると。

通常だと、長野県社会的養育推進計画のような感じになって、ほかの県は大体そういうのを出してくると思いますが、今回はこれでいこう、どうでしょうかと、形式もこども・若者に向けて読んで分かりやすいような、今回本当に今まで見たことがないタイプの分かりやすい形式・内容になっていると思いますが、こういう形で実際出しているかということで、ここで今語りたいということですが、いかがでしょうか。形式はいいですかね。今つくっていただいているこの形で。いつもは文字だけ並んでいるので読みにくいのですが、これは読む気になるんじゃないかと思いましたが、皆様から、何か御意見はありますか。よろしいですか。形式としてはこの形でよろしいということで。

この通称はいかがでしょうか。こういう感じになるといいなと思いましたが、皆さんいかがでしょうか。括弧で下に入るんですね。

(筒井係長)

そうですね。一応、正式名称は小さく出したいと思います。

(上鹿渡分科会長)

大きいのが通称で、そういう見せ方をするということですね。通称をこんな感じで入れ

るのをありととして、通称がもう少しこういう言葉が入っていたらいいとか、何かあるでしょうか。これはもしかしたら今すぐ考えがないかもしれませんが。

(筒井係長)

今日でなくても、後日いただければ。

(上鹿渡分科会長)

今日は相当な量があるので、時間的に全部で4時半までですから、後で思いついたということがあれば、これは最初に確認したら12月の頭ぐらいまで、この後最後にこれからのスケジュールが示されますが、今日が終わってすぐではなくて、もう少し時間を取っていただいて返していただいて、それを基にまた検討してもらって変更を考えていただけるということでしたので、このような柔らかい分かりやすい通称を入れるというところまでは皆さん合意ということで、もう少しこういう言葉が入ることがもしあれば言うていただいて、特になければこれでこのままということでもよろしいでしょうか。

最終決定はこの後おおむね決まって、パブリックコメントがあって、もう一回この分科会があるということでもよいでしょうか。

(筒井係長)

また2月に。

(上鹿渡分科会長)

今はまだ(仮)がありますので、(仮)が消えるのはそこですね。

この一つ目の計画の通称と形式については、おおむねこれでいいということで、若干意見があればまたいただくということで進めたいと思います。

では次に2ですね。ここがたくさんあるんですけども、順番に行きたいと思います。

資料3を眺めながらが分かりやすく、必要に応じて本体を見ながら御意見をいただければと思いますが、一応この(1)から(8)にあるものを、まずは順番に、これについては集中的に聞きたいということですので、これ以外の部分でもあるかもしれませんが、それは最後その他ということで、これ以外のところはそこでまとめてと思います。

最初に(1)市町村のこども家庭支援体制の構築についてはいかがでしょうか。関係する方々を中心に、ほかの方々も、説明があったことなどで何か御意見があればここで言うていただければと思います。質問も含めてでいいですかね。どちらでも結構です。いかがでしょうか。

特にこども家庭センターの設置目標、これは全市町村ですね。

(筒井係長)

77市町村ですね。

(上鹿渡分科会長)

これはまず、それでいいですか。目標ですので100%で。ほかにこの囲みだと、資料3

の黄色のところの左の真ん中がそのあたりにあって、主な評価指標はそこに書いてあるようなものがあって、ほかにも本体のほうにはもう少しいろいろ書いてありますが、何か御意見はありますか。

皆さんに考えていただいている間に私が思ったことを言いますが、ショートステイの委託というのは、中学校区に1世帯以上が目標ですので、これは目指していただけたらと思ったのと、明石市が中学校区だったかと思うんですけども、学校区で里親1家庭、要するに学校に通えるようにということで目指されて、途中までどこが完了しているか見せながら行って、だんだん少なくなってくると、残っているところにプレッシャーがかかって、市の職員の方もなったりするような感じで登録が進んだということもあったようなので、ここはせっかくやるのだったら本当に目指していただいて進むといいなと思いました。進め方として実際にやっているところがあって、達成しつつあるので、長野県もぜひ参考にさせていただきなうらと思ひました。

ほかはいかがでしょうか。島岡さん、山崎さんから何かありますか。質問でもいいですし。

島岡委員、どうぞ。

(島岡特別委員)

私がアドバイザーで他県へ行っている関係で、やはり他県に比べて長野県は設置率が高かったり、努力されている部分がすごくあったと感じております。そういったところで長野県の働きとか、各市町村の意識とか努力とかが高いかなと感じておりますので、計画を進めていくことでさらに高まるんじゃないかと感じております。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

山崎委員、どうぞ。

(山崎特別委員)

中学校区に1世帯以上という目標で、これはこれですごくいいなと思っておりますけれども、実際委託先の里親さんを探す、育てるといふ言い方は変ですが、そのところのパワーが必要になってくるので、そのあたりのフォローや、市民の方に向けて里親の在り方というものも知らせていただきながら、この目標に向かって進めていくことが大切だと感じているところです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。この点何かありますか。

(井口補佐)

今の里親さんの開拓のところとも絡んでくるころにはなると思ひますけれども、基本的にはその部分を、正直なところ児童相談所だけでは難しい部分がもうありますので、里親支援センターを10か所というような形で地域に近いところに置いていけないか、そ

ういうところで乳児院、乳児院や児童養護施設だけではもちろんないとは思いますが、乳児院さんとか児童養護施設さんとかに、これまでの社会的養護の専門性も発揮していただくところで、里親支援センターを設置していただいて、民間の皆さんのお力を借りて、今の山崎課長がおっしゃられた里親のリクルートとだったり、育てるというところ、あと、ショートステイの関係では、市町村も含めて利用する家庭とその里親さんとのマッチングというところについても、里親支援センターが調整をしていくというようなスキームが、実際もうやっているところもございますので、できていかないかなと思っております。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。里親支援センターが10箇所、児童家庭支援センターが15箇所と、しっかりした数字を挙げていただいているので、こうしたショートステイ里親もやはり里親支援センター等が間に入って支援しないとできないことですので、市だけで単独でやっている市もあったりはするのですが、長野県についてはしっかり支援機関を間に入れて実施していただけたらと思います。これは里親支援センターとか児童家庭支援センターで実際もうやっているところがありますので。

先ほど里親がなかなか増えないのでファミリーホームを増やす方向も考えてという話が出ていましたけれども、ショートステイ里親をやることで、学校区に1人ぐらい出てくると、その中から里親さんになる人が増えてくることもあるかなと思いますので、それとセットで、ほかの支援する体制も併せて進められると実現できないことではないと思いましたが、そうなっていけば、市町村はとても助かるというか、一緒にやっていけるようになるのではないかなと、ほかのところで実施されているのを見ていても思いました。

では、市町村のところ、一つ目はこのあたりで大丈夫ですか。ほかになれば次に参りますが、またあれば、後ほど言っていただいて結構です。

では続きまして、(2)「児童家庭支援センターの設置促進」に行きたいと思います。児童家庭支援センターの箇所数、目標や箇所について、これは資料3の左側の列の真ん中にある児童家庭支援センター設置箇所数が15で、これは圏域ごとに1か所と考え方ということでしょうか。

(筒井係長)

見ていただくとすると資料2-2の3ページ以降がよろしいかと思います。6ページから9ページまで、北信・東信・中信・南信とエリアごとに資源整備目標をそれぞれ入れた資料をつくらせていただいております。地域懇談会で説明をさせていただいた内容になります。児童家庭支援センターにつきましては、先ほど少し申し上げたんですが、10地域の中で最低一つということと、あと5か所をどうするかというところで、人口であったり、エリアであったり、あとはニーズ。まだそこら辺ははっきりさせていないところがあるんですけども、そういったニーズも踏まえて必要な児童家庭支援センター、機能として、例えばこういった機能を持った児童家庭支援センターがもう1か所あるといいみたいなことがあれば、そういったところで複数ある地域も出てくるかなというところで15、マックス15か所と考えた中で、それぞれの地域の中でこのぐらいということで、今、6ペー

ジから9ページに入れてございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。数が地域ごとでどれぐらい要るかなというところで、合わせると今の数になったということですね。

(筒井係長)

そうです、積み上げた数字です。

(上鹿渡分科会長)

それは正しい積み上げ方で、最初は普通、設置数を先に決められてしまって、それをどうやって使うかみたいな発想が多かったと思うんですけども、今回はそういう形で考えていただいたということですね。この設置数、目標ということですけども、これについて考え方とか、数とか、御意見があればいただきたいと思います。

川瀬委員、どうぞ。

(川瀬委員)

この推進計画の中でも様々な新しいメニューが増えていく中でいうと、すごく施設か里親というだけじゃなくて、その中間的な施設が必要になると思うんですね。というのは、今の福祉の課題というのは複合的な課題が非常に多くて、その対応が弱いということはこちらからも見られると思うんですね。それに基づくものとして児童家庭支援センターというものは、市町村と施設、あるいは里親さんとの関係、県との関係も含めて調整機能を果たせるという意味ではよいと思います。

ただ、後半出るかもしれませんけれども、人材育成の観点であるとか、今ある児童家庭支援センターの職員数を増やしながらか、その15が適正かどうかということも含めて、数ありきでもそれなりの課題も出てくるだろうし、その内容も含めて精査しながら進めていくということが潤滑に行く点にもなるかと思って期待をしているところです。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。県から何かあればお願いします。

(井口補佐)

やはり一つは、今お話があったとおり、在宅での生活というところと、もちろん里親、施設という社会的養護のところ、なかなかその間を結ぶ中間、今の話の言葉をお借りすれば中間的というところでしょうけれども、そういうところの支援、手厚い部分というのがなかなかないところがあるだろうと思っている部分がありますので、指導措置みたいなことも含めて、その中間的なものとして、どうしても地域に密着して手厚く支援しようと思うと一定の数というのが、市町村のバックアップも含めて各地域にそれなりの数が要るんだろうというところで、こういう形にさせていただいているところです。

あと、そのこのところを拡充していくようになると、人材をどうしていくのかというところ

ろは当然出てくるとは思うんですけども、その数を増やすというところと、どういうふうな順番でというところは出てくるかなと思いますが、いずれにしても、少なくとも圏域の一つは拠点的なところで児童家庭支援センターを設置していきたいというところと、あとはそういったところで児童養護施設ですとか、場合によっては乳児院ですとか、そういったところにも活躍いただきたいというところになっています。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。私も思うのは、長野県は施設が多かったり自治体が多いというところで、自治体が多いのは本当に細やかにやろうと思っただけなのですが、ただ1か所ずつの人材が少なくなってしまうのが問題です。ただ、そういうところにまた施設がちょうど良く分散してあったりするので、施設と自治体が一緒になってつくっていけばできることかなと思っていました。人材が本当に確かに問題なんですけれども、こども家庭ソーシャルワーカー資格が今年度できて、早稲田大学でもその研修を実施しています。全国児童家庭支援センター協議会としても、その人材をしっかり育成したいということで今考えていらっしゃるような話も聞いていますので、そういった資格を、今回は児童相談所の職員の目標数がありましたけれども、その辺も考えながら進めていただけたらいいかなと思っていました。

それと、他県の例だと児童家庭支援センターを一つの施設が二つ目を設置するということが出てきています。1か所うまくできているところが、そこで自分たちで人材を育成しながら、もう1か所サテライト的に、別のところにもう一箇所、市町村と一緒に市の土地を借りたりしながら設置するという例もあつたりします。それとNPOで児家センを非常によい形でやっているところもあります。15か所となつてきて、もし施設だけの設置が難しいのであれば、そういった形で増やす、必要なものはしっかりつくるということも考えられたらいいかなと思っていました。施設のほうは多機能化のチャンスだとは思っていますので、一緒にチャレンジしていただくということで進める、いろいろな形が長野県は取れるんじゃないかということも思って聞いていました。

それでは、ほかにかがでしょうか。児童家庭支援センターについて何かありますか。いったんよろしいでしょうか。では、数が多いのでいったん先に進めます。

(3) ですが、妊産婦等生活援助事業、こちらの資料はいかがですか。

(筒井係長)

こちら資料2-2にあります。北信・東信・中信・南信それぞれに1か所ということで考えております。

(上鹿渡分科会長)

それぞれの場所で4か所というところで、足りないかどうかという話ですね。

(筒井係長)

東信は今、うえだみなみ乳児院で1か所ある中で、残りの3地域をどうするかということにはなるんですが。

(上鹿渡分科会長)

これはいかがでしょうか。
武捨委員いかがですか。

(武捨委員)

これは、私としては失望しているんです。なぜかという、4か所、そのうちの既に東信1か所が稼働していると。実は、母子生活支援施設の役割の持ちどころはここにあると私は思っていたので、そうすると、私ども上田市母子寮という施設は、やりたくてもできないなど、そこに失望しているわけです。

ですので、その要求やニーズに応えるだけの実践力が母子生活支援施設にあるかという話になると、それは私も課題がたくさんあると思っているので、そこら辺はこれからしっかり改善をしていく必要があると。

ただ3か所とも全て公立なんですね。松本だけが直営で、上田・長野が指定管理です。これは3か所とも維持をしてという話を先ほど筒井さんからあったけれども、実は、長野と上田はこれから施設の改築について、たぶん表だって話題として出てくると思うんです。が、国・県補助の、県補助の制度がないというのは本当ですか。

(筒井係長)

公立の場合は今の制度ではないです。

(武捨委員)

公立の場合、分かりました。そういうことなんですね。ということは、そういうことがあるので、長野・上田も公立から法人に事業を移して、そして純粋な民間として施設整備を図るという意味では、国・県の県はあるんですね。

(筒井係長)

民間が設置するのであれば、国が2分の1、県が4分の1、設置者が4分の1となります。

(武捨委員)

分かりました。ちょっといろんな話をしましけれども、本当に3か所しかない母子生活支援施設が、社会的養育という観点から見れば、まさしく母子という、父親がいないという環境ではあるけれども、まさしく家庭養育そのものなんですね。そこに施設支援が入るという強みを、これから施設としてどういうふうに、インケアだけじゃなくてアウトリーチも含めて、いろいろな意味でチャレンジしていく必要があると考えております。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ここと確かに関係するのは母子生活支援施設で、最後の施設の高機能化、多機能化、機能転換というところで、本体のほうでも別で扱われていますけれ

ども、今回の計画自体に入るといのは、これはこれで出して、母子生活のことはまた次回計画を立てるとい発想でいいですか。今いただいたようなことも含めて。

(筒井係長)

母子生活支援施設が、例えば具体的にはどういった事業を担ってもらうかというところまでは、現状の母子生活支援施設で対応できている中では、そこまで踏み込めないかなど考えてはいるんですけども、役割としては、国の策定要領に書いている母子を一緒に自立に向けた支援ができるという部分があるところは理解していて、やはりそういった役割を持った施設がなくなるわけにはいかないだろうというところで、3か所、要は現状維持以上と、施設数についての目標はこれで立てたいと考えています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。先月、全国母子生活支援施設協議会に呼ばれて、お話をしたんですけども、今、武捨さんがおっしゃったように、まさにこの計画の内容に合ういろいろな取り組みを実施できそうな母子生活支援施設が出てきているのは確かで、今、長野県の母子生活支援施設がどこまでそれができるかというのは私も分からないのですが、今後十分な可能性をもっているのが母子生活支援施設であるということは、今、県とも共通理解されていると思うんですね。

この計画でやろうとしている、パーマネンシー保障というのが軸にあるわけですけども、それを実現していくための大事な機関として、長野県の中で母子生活支援施設をどう位置づけていくかということを検討していく必要があると思います。

そのときに、母子生活支援施設の役割は、この妊産婦等生活援助事業だけではなくて、その後も親子が一緒にいられるようにするというところが、メインの一番大事なところにはなってくると思います。3か所残っているところが今後どういう分担で県全体をフォローしていくかということを考えていただけたらと思いました。

(武捨委員)

一言加えると、要するに児童養護施設と母子生活支援施設の複数の社会的養育施設を運営しているわけで、県からも、まずはその法人内の施設の連携からできることがあるじゃないかと言ってアドバイスをもらっていますので、一言つけ加えておきます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。この妊産婦等生活援助事業についてすでに1か所あって、もう3か所増やすという方向性についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進んでいきます。(4)「一時保護改革に向けた取組」です。一時保護専用棟、または専用ユニットの整備目標について、これは資料3の真ん中の上ですね。

(筒井係長)

具体的にどこというのはい今のところないです。ただ、そうは言っても県内広い中で、

10地域、一時保護所が2つ今ある状況と、いわゆる一時保護専用棟という形でやっているところが今4施設あります。そういった現状を含めながら、あとは地域の中で一時保護専用棟がないところもあったりするので、そういったところでそういう専用ユニットをつくってもらいながら、できるだけ一時保護であっても通学ができるこどもは通学ができるように、地域の中で一時保護ができるような姿に持っていくというところで、今、トータルで8～10ぐらい、そういったことをやってもらえる施設が出てくるといいかなと思って、こういった目標を立てている状況になります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。あと、「・」で幾つか考え方が書いてありますので、この辺も見ていただきながら御意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。一時保護改革に向けた取組について。

どうぞ、川瀬委員、お願いします。

(川瀬委員)

これも重要な課題だと思っていて、昨今一時保護が多いですね。一番こどもたちを守る入り口の段階とすれば、手厚く丁寧にやらなければいけないという意味では充実が図られるべきだと思うんですけども、まず社会福祉法人のできることと、県のできることがあると思っていて、県として、県の一時保護所をどうしていくのかという点については、ここには検討中ということになっておりますけれども、どのようにお考えなのか聞きたいなと思えます。

(上鹿渡分科会長)

何かありますか。

(筒井係長)

ちょっと将来的な話にはなるかと思うんですけども、一時保護所に入るこどもについては、本当にその地域にいられないと、非常に保護性の高いこどもをできるだけ入れる必要が出てくると思っていて、それこそ本当に秘匿性があるとか、親から完全に引き離さなければいけないとか、あとぐ犯とか、性加害の傾向が非常に強くて、なかなか施設では預かれないようなこどもがいると思うんですけども、そういったこどもを中心に預かって、それ以外は地域の中で、生活が引き続き、学校に通うのも含めてですが、そういった生活が維持できるような一時保護であれば、できるだけそういった施設であったり、場合によっては里親のほうも一時保護といったような形で、役割を少し分けた形で、そういった一時保護のやり方を今後していけないかと思っている、そんな形で考えています。

(上鹿渡分科会長)

川瀬委員、よろしいですか。

(川瀬委員)

はい。大丈夫です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今の考え方も含めて。

若者委員のほうから何かありますか、一時保護について。今までの生活が続けられるのであればそれに近い形ができるようにと、それと学校への通学についてですね。これはずっと課題になっていて、学校に行けない状態が続いてしまうのを、一時保護所においても送迎付きで行かせるということも含めて考えなければならないのですけれども、何か御意見あればと思いますが。

ちょっと考えていただいている間に私のほうから。学校のことで言いますと、これは目標値で出せるか分からないのですが、学校に行きたいと思っている子どもは100%行けるようにする、学校に行きたい子については基本的に行けるようにすることが大事だと思っています。学校に行きたい子は行けるようにするという基本的な考え方を持ってもらうためにもそのような目標を置いておくのは大事なことはないかと思っています。目標には入れられないかもしれませんが、その指標として追っていくというぐらいはできるのではないかと思っていたところです。

(筒井係長)

そうですね、通学はやっぱり課題になっていまして、そこについては計画の本文中でも記載はするよにということを書いてはいるつもりですけれども、まだ評価指標までは考えていないところがありましたので、そこはまた考えてみます。

ただ、どうしても一時保護所に来るこどもで通学が難しいこどもさんというのは非常に多いということはあって、一時保護所のほうからも言われていて、ただそこは現在条例の制定作業をしているんですけれども、そこは十分配慮を、努力規定にはなるかもしれないんですが、そこはやはり十分配慮しなければならないかなというところで、条例上も。結果、通学できないとしても、通学ができるような配慮は考えたいと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。ほかの方々も併せて、何か一時保護改革について。

島岡委員、どうぞ。

(島岡委員)

通学だけではなく、勉強に遅れないとか、高校生だったら単位をきちんと取れて、進級や進学に支障がないというところあたりの指標というか、配慮というか、そういうところがやっぱり一人一人のお子さんの全ての権利や人生の一番大事なところになると思うので、大体一時保護のお子さんは本人が望むというよりも、そういう状況だったりすることが多い、そういう場合も多くて、そういった場合に学校に通えるというだけではなくて、やはり学習権というか、そういったところをどうにか、そこが福祉の問題だけではなくて教育の問題が絡んでくると思うんですけれども、そのあたり、聞いたことから離れてしま

うかもしれないんですけども、考えていかれるといいのかなと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。御意見ということで、書くことはできるかもしれないですね。

(筒井係長)

検討はさせていただければと思います。

(上鹿渡分科会長)

検討のほどよろしくをお願いします。

一時保護についてはよろしいですか。また後ほどあれば言ってください。

それでは(5)里親・ファミリーホームへの委託の推進についてですけども、幾つか挙げられていますが、委託率の目標値、乳幼児75%、学齢期以上が50%の国が言っている最低のところは長野県でも、いろいろ算定した結果として先ほどの考え方でも可能などころだろうということですね。これを全体の数値目標とすると55.6%ですということを示すというお話だったと思います。

この目標値について、それと、里親数の目標値、ファミリーホーム数の目標値、また里親支援センターも10か所ということで、今2か所ですけども、さらに8か所増やしていくということで、このあたり、全て含めて、御意見、質問等あればいただけたらと思います。お願いします。

宮川委員、どうぞ。

(宮川委員)

里親の登録が目標で500家庭になっていくということですけども、現在里親会が五つの児童相談所に対して六つあるところですけども、個人レベルでフォローできる人数ではなくなってきていて、これからもう一度再編するというか、里親会をもっと数を増やしていく必要が出てくるのかなと思います。

そのときに、里親支援センターの数に応じたグループ分けであったり、何らかの改革が必要になってくると思うので、そのあたりを県と情報共有しながら、いざできたというときに混乱しないように準備を進めていくお手伝いをいただけたらいいと思います。

(井口補佐)

ありがとうございます。里親会の関係に関しては、今の御意見を参考にさせていただければと思いますし、もともとこの計画の今の資源の関係に関しては、一つは10広域単位でどうでしょうかという考え方と、10広域というのは狭過ぎるとすると、四つのエリアごとにどう考えていきたいと思いますかということが一つは基本になってきていますので、今の御意見を踏まえると、里親支援センターも含めて、圏域だったり、エリアだったりどちらがいいのか分かりませんが、そういうところの中でいろいろな仕組みを考えていくというのが、もしかしたらフィットしてくるかもしれないという感じがしたので、またそこは御相談が必要であればさせていただければと思いますけれども。

(宮川委員)

ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今の点はとても大事な点ですね。これだけ一気に増えると、新しく入ってきた里親さんが里親会に入らないというのが、それはそれで里親会が本来やるべきことが里親支援センターの中でできていて、そこがピアとしてできていけばいいのだと思うのですが、今いる方々との関係とか、今の里親会も運営が難しくなっている、年齢がどんどん上がってきて下の人が入ってこないとかいろいろな問題があると思うので、そのあたりを計画的に増やすのであれば、再編ができるところとできないところがあるかもしれないけれども、できるところはおそらく再編を考えるぐらいでいくほうが、様々な衝突などもなく、目指すところを共有して新しく里親さんを増やしていく必要があると思います。これは里親支援センターの増え方が、通常1・2か所できるという感じで今まで進んでいたのですが、5年で10箇所まで増やすことになれば、かなり意識してやったほうがいいのかなというのは思いました。

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、私からいいですか。気になったのはファミリーホームのことで、ファミリーホームは結構増やすのが難しい。最初ファミリーホームができたとき、里親さんの中でもベテランで、もともと人数を預かっていてくださった方が、さらにしっかりした形で委託できるようにということで増やしてきました。しかし、ファミリーホームはなりたいたからすぐになれるというのではなく、また、こどもの数も5～6人というのは多すぎるという話も出ていて、それを解消するために、補助者を増やすとか、4人で何とかやっていくなどされていると思います。先ほどの説明からすると、今回の里親等委託率目標、75%と50%という国が出してきた目標、今回はかなり強めに言われていると思うのですが、ファミリーホームを増やすという方法も想定すれば、可能だろうという考えを持たれたのではないかと思います。やはり基本的には里親を増やすことを第一に考えながら、その中でファミリーホームとしてできる人が出てきた場合に、ファミリーホームの方がニーズを満たせる子どもたちのためにファミリーホームをつくるという発想が必要だと思います。最初から（里親等委託率をあげるために）ファミリーホームをたくさんつくるという方向で考えるのは、そもそもこの計画の基本的な考えとは異なると思います。

それと、乳幼児の里親等委託率75%を目指す中で、ファミリーホームへの委託で考えられているとすると、乳幼児がファミリーホームに5～6人入ってしまうとそれは結構大変なことになります。今はファミリーホームでも乳幼児専門に取り組もうとする話も出てきていますが、それも3人までとするなど人数は少なくすることを考えられています。年齢にかかわらず、もともとの5～6人という設定では多過ぎるということは、ファミリーホーム協議会からも出てきていた問題ですので、委託率を高めるときにファミリーホームで考えるというのは、それを目的にファミリーホームをつくるというのは避けなければならないと思います。目指す目標値として考えてくださったのは良いことで、この目標値でまずは行けたらいいなと思っています。

ほかはいかがでしょうか。篠田委員、お願いします。

(篠田委員)

今の先生が乳児専用のファミリーホームとおっしゃったんですけれども、それであれば乳児院では駄目なのかということがあって、乳児院の専門性を考えたら、やはり乳児院で専門職が見て、それからアセスメントをして里親さんに委託するほうが、里親さんに安心してお受けしていただけるかと思えますし、現場で見ている者としては、小さいうちに里親さんに委託されたほうが、順調に里親さんと生活をしていけるのかなというのを実感しているんですけれども、ベビー専門であるとか、ファミリーホームを増やすということよりも、乳児院では駄目なのかということ、こちらとしては疑問というか、そう感じるところがあってお聞きしていました。

(上鹿渡分科会長)

私は個人的には個別がいいと思っているので、里親で、特に乳児院で見ているような子たちはそれが一番だと思っています。今言ったファミリーホームの考えというのは、3人とか4人でも多過ぎるのではないかなというようにも聞いています。実際にできるか取り組むのかどうかはまだ分からないですが、施設で多人数よりもファミリーホームで少数で可能ではないかと検討されているということです。

ただ施設と大きく違うと思うのは、養育者が住んでいる場所です。乳児院は養育者が別のところに住んでおり交代されますが、ファミリーホームは養育者が住んでいる家に子どもと一緒に生活しているという点で大きな違いがあるかと思えます。この乳幼児ファミリーホームの話は、今各地で乳幼児の家庭養護を増やすためにどういう取り組みが可能か検討されている例として挙げました。

私は基本的に、家庭養護は、里親家庭を増やせるのであれば、その形で増やしていくという方向で、それに加えてファミリーホームが必要な子どものためにファミリーホームを増やすのは賛成です。ただ、里親委託率を上げるためにファミリーホームを増やすという考え方をするのは、避けなければと思います。

(篠田委員)

その点では、私も同じです。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。
どうぞ。

(宮川委員)

私も今、愛着のことを考えたら、ファミリーホームで幼児さんを育てるとするのは嫌だなと、感覚として感じました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。やはり年齢を考えて委託する、こどもの年齢で、その辺をどうするかを踏まえて、必要なファミリーホーム数についても検討を進める必要があると思いました。ありがとうございます。

それでは次に参ります。(6)「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」について、特にグループホームの整備目標50%というのが出ておりましたけれども、全て含めて、資料3の黄色の中の右上の枠のところですね。

川瀬さん、何かありますか。グループホームの割合を含めまして。

(川瀬委員)

施設内ユニットであるとか、地域小規模というのは、既に各児童養護施設で取り組んでいるので、高機能化という点では既に進んでいることだという認識はあるんですね。今の課題は、一時保護でも出ていたように、あまりこの推進計画では出てきてはいないんですが、家庭養育ということと、もう一つは虐待等々複雑な課題を受けたこどもたちを保護し、どのように養育するかということもこの中では大切な部分として考えていかなければいけないと、施設としては思っていて、そのための施設づくりというのはどういうことかというふうに考えたときに、やはり長くこどもたちを見てくれる、長野県だったら働いていただく職員がいるという人材の部分と、やはり様々なこどもたちの養育や課題に応じた多くのメニューをそろえて支援できる施設が必要だということを考えたときに、ユニットケアや地域小規模も大切だけれども、施設の中が相補的な施設として、機能強化であったり、あるいは地域の支援拠点としてできる施設ももう一つ大事な部分と思っているので、その二つが、今後児童養護施設、あるいは乳児院の中の機能としてあると、こどもたちにとっても地域にとってもいいだろうなどは見ております。

したがって、全てがオールユニット化とか、グループホーム化が全てではないんだろうと見ておりますけれども、その中の質の問題、今言われたように、ファミリーホームも3人から4人ぐらいだというお話でいくと、実は児童養護施設のユニットケアも、今6であったり、こどもの配置基準上そうはなっているんだけど、やはり職員は1対1になっているというよりは、児童もそこでも暮らしは4人となっています。そういう形に近づいていくことが、よりそこで生活するこどもたちの支援が行き届くということになると思うので、そういったこともセットで考えていくといいのかなと思っています。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。何かありますか。

(筒井係長)

ファミリーホームの関係は、今回目標値を出すときの計算の中で、現在のファミリーホームは大体4.2人ぐらいの委託になっていまして、おおむね4人ぐらいで想定をして、目標として15ある、そういった想定で15かというところで今考えている現状はあります。

あとはグループホームの関係は、グループホームでユニットであれば、いわゆる措置費の話になってしまいますけれども、小規模グループケアの加算は6からでないといけない

んですけれども、いわゆるグループホームの形であれば、4人からでも小規模グループケアの加算はつきますので、制度的なところは今そんな状況になってはいます。

いわゆる分園であったり、地域小規模というものを進めて、ユニットというよりも、そういった分園であったり、地域小規模化を進めていきたいというところでは、そういったこどもが50%以上になるようにという形で考えているところになります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ファミリーホームについては、特に乳幼児については里親のほうがいいだろうというところで考えていただきながら、5～6人いるところはあまり実際になくなっていて、そんなに子どもが多いと個別対応が難しいということもあってのことかと思えますけれども、今の長野県だと1ホーム4人ぐらいで想定されているということであれば、そのような計算でもいいのかと思いました。

施設の件についてはいかがでしょうか。ほかに何かありますか。一般のグループホームの整備目標、今実際に専門性をどう強化するのかというところも考えていただきたいという話がありましたけれども。

(井口補佐)

一つつけ加えさせていただくと、国のほうではこのところ、どちらかというところとほぼ100%に近い形でグループホーム化ということを基本的にはおそらく言っているんだと理解しているところなんですけれども、いろいろ話を伺う中で、なかなかそういうふうな形には行きにくいというところもあり、一方で、いろいろな選択肢を提示というか、提供するというのを踏まえて、いったん中でも議論したところで、50%程度というような形にしている、これは実際県内でも施設の中でこのぐらいやっつけらっしゃる施設が実際にあるというところも踏まえて、こういった形にさせていただいているところがあるところの一つです。

それとあと、地域の支援の拠点としてというところの部分で行くと、多機能化とか機能転換というところとも絡んでくると思いますけれども、やはり先ほど川瀬委員からもお話がありましたけれども、児童家庭支援センターであったり、もしくは里親支援センターであったり、場合によっては両方やるようなところというのが施設によっては今後出てくるかもしれませんが、そういうところをどういろいろな形で肉づけをしていくかということが課題ではあるんだろうなとは思ってまして、ここで具体的に、じゃあこう肉づけできますよとか、ああ肉づけできますよということはお話するのはなかなか難しいところはありますが、そういうところを施設の多機能化だったり、機能転換というところでは考えていく、しかも、具体的に考えていくということかとは思っているところです。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。多機能化じゃなくて、進化と書いてありますが、これは全部含めてのという意味合いでしょうか。

(事務局)

はい。

(上鹿渡分科会長)

多機能化含めてということでした。ありがとうございます。その多機能化している度合いを市町村からの委託が来ているかどうかということですね、100%というのは。

では、いったん次に進みます。(7)「社会的養護自立支援の推進」についてです。これは、今の下にあるところですね。自立のサポートというところに書かれてある内容です。児童自立生活援助事業書の設置の在り方についてと、自立支援拠点の設置の在り方についてですね。ここに二つ書いてありますけれども、もう一回この数字の根拠をえつ名いただいでいいですか。

(筒井係長)

16については、今、児童養護施設が14、都外施設を除いてですけれども、ありまして、そこは基本的には20歳過ぎてからの自立のサポートが必要なお子さん、お子さんという言い方は法律上は妥当ではないと思いますが、そういった方の自立という話も聞いている中で、これまでなかなか公的な制度としてできなかったのも、ボランティア的にやってこられるような話も聞いていますので、ある程度制度に乗せた形で、一定以上のレベルは求めますけれども、そういった形で20歳を過ぎてからも、もう少し自立に向けた支援をその施設の中でできるような形に持っていく。それは多機能化というよりも、これまでやっていたケアの延長にはなるのかなと思うんですけれども、ただ、一つの機能の拡充というか、そういった形でできるかなと思っていますので、ぜひ御検討いただきたいところで、全部の児童養護についてはⅡ型メインでと考えていて、それで14になります。

I型は、これまでで言うと自立援助ホームになりますけれども、Ⅱ型とは違う受け皿として、これまでの実態が見えてきている中で、児童養護から自立援助ホームに移っていくというお子さんも実際にいらっしやったり、これまでそういう社会的養護に触れてこなかった方が、例えば中学校卒業以上の年齢になって働きながらI型で生活するという方はいらっしやるので、そういったⅡ型とは違う受け皿としてI型は必要なんだと思っていますけれども、長野市に2か所しか今ない中で、もう少し広域的に見たときに、別の地域でやっていただければいいかなということで、プラスアルファということで、今14+2で16か所プラスアルファという形で、自立生活援助事業所については考えているところになります。

(上鹿渡分科会長)

これはブロックでということでしたか。

(筒井係長)

拠点はそうですね。いわゆる北信・東信・中信・南信のそれぞれに1か所ずつか、難しければ南北で1か所のような形で、拠点的なものをつくっていきたいということで、今考えているところになります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。この点について御意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

川瀬委員、どうぞ。

(川瀬委員)

これも児童養護の分野でいいますと、今、中学生、高校生からの入所というのは非常に多いですね、割合的に。当然必然でもあるんですけども、乳幼児から施設にいて18歳で自立を迎えるということはほぼないに近い、ほとんどないと思っています。

ただ、中学生、高校生から入った子どもたちと生活支援だとか一緒にこれからどうする考えたときに、やはり時間が足りないですね。そういった意味では、この児童自立の生活援助事業というのができることは、僕はある種の必然だというふうに思っていて、どちらかという早期にわたって早く充実してってもらいたいことかなと思いますし、それこそ若者委員の方々に、こういうことができることによって期待することはどういうことですかと、一人一人に丁寧に寄り添いながら、自立であるとか、あるいは進学であるとか、様々なことというのはさらに二十歳を超えても、ここに書いてある支援を使うことによってできるわけです。ということに対してどうかということはお聞きしたいなと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今のお話を聞いて、何か御意見があればいただけたらと思いますが。

渡部若者委員、どうぞ。

(渡部若者委員)

専門的というか、今までボランティア的にやってもらっていたこともあったと思うんですけども、ちゃんとやりますというふうにしてもらえると頼りやすいというか、ボランティアだなというのはやはり子どもながらに分かってしまうので、そうすると遠慮が出ちゃうところが、ちゃんと専門的にやりますよと言ってもらえるとすごく頼りやすいのでいいかなとは思うんですけども、中身があまりあれですけども、例えばサポートしてもらえるのが時間が決まっていたりとかしてしまうと、例えば真夜中に頼りたいときに頼れるんだらうかという心配とかがあったりするので、全部の場所とは言わないですけども、24時間態勢だったり、逆に夜だけサポートしますとか、そういう場所が数か所あってもいいのかなというふうに思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今何をやっているか分からない場合も、こういうのがあったらいいなということがもしもあるようでしたら、今、ある・なしかわからず言っていただけるといろいろ反映していけるかもしれません。

前島若者委員、どうぞ。

(前島若者委員)

I型、II型であるとは思いますが、そこで共通にこういう支援をしていくという職員間のマニュアルみたいのがあってもいいんじゃないかなと。それは逆に統一されていいんじゃないかというのはあるんですけども、どうですか。

(上鹿渡分科会長)

それは、対応する人によって、だいぶ違う感じがしたとかということですか。

(前島若者委員)

そうですね。それは前の個々に合わせたというのはあると思うんですけども、例えば、この人はこの地域に行く、この人はこの地域に行っちゃいますというところで、そこに合わせて、じゃあどういうところ、例えばおうちをどこを探すかとか、そういうのもいいのかなと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。何かありますか。

川瀬委員、どうぞ。

(川瀬委員)

おっしゃるように、どこに聞いても同じような答えが返ってくるという安心感はとても大事だなと思います。今感じたのは、たぶん過去で言えば、どこの職員もボランティア的に1人の人間がその思いでやっていた、今もそういう側面はあるかもしれないけれども、そういうことの中でやっていたことが、受ける側のこどもからすると、そのような感じ方になっているのかなと思うわけですね。

それは、結局児童養護全体が社会にどう見られているかとか、社会に発信しているかということと一緒に、施設が今後、今おっしゃられるようにこういったメニューができることによって社会化されてくると、サービスという言い方がいいかどうかあれですが、支援の質だったり、あるいはメニューというのが一定化してくると思うので、今言ったような不安というのはなくなってくるのではないかと想像できますね。そういったことを我々も取り組んでいきたいと思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今のお話を聞いて、施設の高機能化というか、進化というか、多機能化ではないかなと言いながら筒井さんもおっしゃっていただきましたし、もともと施設として取り組んでいたけれども十分にはできていなかったことを、今回を機にやろうと思っていたことをしっかりできるようになるという意味で、これは「進化」であり、これも施設の「高機能化」の一つの形と言ってもいいのではないかと思います。施設の高機能化についての議論はまだ少ないのですが、いろいろな高機能化が実は、施設がもともと

やっているものの様々な制約で思ったように十分にはできていなかったことを、しっかり十分にできるようになるというのは高機能化と言っていいのではないかと思います。今回提示していただいている「進化」という言葉で言ってしまうと、確かに全て包むことができると思います。施設としては、とても大事な取組になっていくと思います。

(上鹿渡分科会長)

そうですね、ありがとうございます。では、これについてはよろしいですか。ここにある数で行きますということですか。

それでは続けて(8)ですね。「児童相談所の機能強化等」です。これはこども家庭ソーシャルワーカーの資格を児相で5人、5人で5年25人がこの資格を持つことになり、5年たつと異動もしているかもしれませんが、5人は一応受けた資格の人がいて、その後も止まらず続けていけば、徐々にこの資格を持った人が増えていくということでしょうか。

これについても、その「・」にあることも含めて御意見あればと思いますが、いかがでしょうか。

これは、加えて個人的に受けたいという人も出てきたりするのですか。それは別で行くのでしょうか。

(筒井係長)

予算要求はしているところですが、児相もそうですが、施設の職員だとか、そういった方。市町村は市町村でやってもらえれば良いと思うんですけども、施設の方についてはそういったことができないかなと思って考えているところです。

(上鹿渡分科会長)

施設の方とか児童家庭支援センターになっていこうかなと思っているところの方に、それを受けられるような予算を考えていると。

(筒井係長)

1回やると何十万かかる、それは個人的な資格なので全額は難しいかなと思いますが、そのところが少し補助できるような形で予算措置ができないかなと思って要求はしている状況です。

(上鹿渡分科会長)

今大体20万円前後ぐらいのところが多いんですけども、この研修だと。その部分が出て、職務としていけば施設の方とかも、児童家庭支援センターの方も行けるといえるかなと思います。

(筒井係長)

そこは目標にはできないかもしれませんが、指標としては置いていきたいかなと思ってい

ます。

(上鹿渡分科会長)

いかがでしょうか。児童相談所に関して、よろしいですか。

あと、もう5分ぐらいありますので、一応9でその他で、今挙がってきたもの以外でこの計画にもっといろいろなことが入っているんですけども、何かここが気になっていたとか、聞いておきたいということがあれば、ぜひ挙げていただければと思いますが、いかがでしょう。

今日話してきたこれまでのことも含めてでも結構です。

宮川委員、どうぞ。

(宮川委員)

2つ質問があります。(4)の児相の一時保護のところですが、教育の保障という話が出ていたんですけども、児童相談所では、例えば病院に院内学級があるように、教員が派遣されているとか、そういったことは行われているのでしょうか。

(筒井係長)

学習支援員という形で、いわゆる会計年度任用職員、パート職員がいるんですけども、どうしても1日の生活の中で学習という時間がそれほど長くとれない、通学していれば1時間目から何時間目までという形で授業があると思うんですけども、なかなか生活の中で勉強する時間というのが、ある程度の時間しかないという形にはなっているもので、その中で学習支援員が見られる範囲で、宿題というか、課題等を見たりしているのが実態かと思えます。

(井口補佐)

午前中、正味2時間ぐらいですけども、今の学習支援員というか、教員免許を持たれた方をお願いして来ていただいて、月～金までは午前中正味2時間ぐらいはそういう学習の時間があるという形です。

(宮川委員)

ありがとうございます。あと(8)の児童相談所の機能強化のところ、以前はとても児童相談所の職員の方はブラックな状態でお仕事をされていて、ということもあって、人数が増えてきていると思うんですが、現状、これから改革していくに当たるだけの余力というか、できているのでしょうか。バーンアウトするような話もたくさん耳にすることもあったんですけども。安全に進んでいくような体制になってきているのでしょうか。

(井口補佐)

現実的にはいろいろ人数は増えてきている一方で、それに比例してというか、それにもましていろいろな課題というか、求められることもやはり増えてきている状況があるので、それこそ10年近く前と比べれば、今職員も1.5倍ぐらいには増えてはいるので、そういう

形でいくと、本来余力があってもいいようなところはあるのかもしれませんが、いろいろなやらなければいけないことだったりが増えることで、なかなか難しいところがあって。あとこのところ、増員というところの中で、割と経験が浅い職員が増えてきているところがありますので、そのところが少し年数がたつてこないところはあるかなというところがあります。

もちろんそういった増員ということも考えていければいいとは思いますが、努力はしていきたいとは思いますが、なかなかそのところが具体的にこれだけという数の設定はなかなか難しい部分があったり、あとついでに申し上げると、今回取り上げていただいているんですけども、少し役割分担みたいなこと、ある人がこれもあれもということではなくて、地域の支援とか虐待対応する人たちと里親さんに委託されたり施設に入ったお子さんたちの、その後どうしていくのかということとか、親子の再統合みたいなところの支援だったり、場合によっては特別養子縁組につなげていくとか、親族につなげていくとか、そういうような支援をもつばらやれるような専任のチームを置いていけるような形にして、それぞれ役割分担で協力してやっていけるような方向性を出していければいいかなと思っているところです。そういったところでもし御意見があればお願いしたいところです。

(宮川委員)

県の職員の方も安全な状態で進んでいけるのが大切かと思いましたので。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。こども家庭ソーシャルワーカー資格がそのような問題解決につながるかなと思っています。早稲田大学でも認定資格のための研修を実施しており、早稲田会場だけでも全国から40名の参加者が来ています。地域も立場も様々ですが、こども家庭ソーシャルワーカーという軸で、様々な演習でお話をしています。その中で、これまで共有したことがない立場の方々と、いろいろな悩みとか、それこそバーンアウトしそうなところの話とか、しっかりできていて、この集団がもっと大きくなっていけば、これまでの状況を変えていける、自分対でも変えていくのではないかと思います。

今回の長野県の計画では児相だけで実施せず、施設や里親支援センターに委託して一緒に取り組むことがかなり多くなります。児童家庭支援センターがこれだけ増える、いろいろとできることが増え、児相自体も分離だけではなくて、やはり予防というか、家族維持や再統合とか、パーマネンシーを軸に考え始めることで、子どもを家族から分離して終わりではなくて、家庭復帰や新たな家族につなげられるなど、こどもにとっての最善を実現できたという経験が増えると、児相の仕事をしているときの感覚も変わってくるのではないかなと思っています。

何かそういう形でこれが実現していくと全体によい方向に行くんじゃないかなということも思ったりしています。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。篠田委員、どうぞ。

(篠田委員)

今の宮川委員の話に関連してですが、児相の職員の経験年数が浅い職員が増えてきたということを伺っているんですけども、女性の職員が働くにはすごく過酷な現場だなというふうに感じていて、私たち施設も同じようにそういう問題を抱えていて、女性というのは、本当に人生の転換期というか、いろいろな区切りがあつて、そういったときに家庭を選ぶのか、仕事を優先するのかというところで、すごく悩んだり、それを支えてくれるのが家族であつたりというところですが、職場のほうでも、働き方をもう少し改善していただかして、長く職員が働くことによって支援の質が上がるというのは、施設でも同じように考えているし、そういった県の現場でも、そうやって職員を支えていってもらえるといいなと思います。

もう一つは、職員が移動するに当たって、どうしてもケースが引き継がれるんですけども、引き継がれたときにはざまができるというか、こどもが例えば里親委託すると言った承諾を得られたんですけども、翌年担当者が替わってなかなか動かない。乳児院の場合は長くて3年。でも3年もいて幼児が里親委託されるとすごく時間がかかったり課題があつたりというところがあるんですけども、そういったスピード感がなかったことによつて、こどもたちの、大きく言うと人生が変わってくるという場面もあつたりするので、やっぱりあまり異動してほしくないなというところはすごく感じています。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。御意見ということでそれも反映させていただけるところがあればと思いました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(島岡特別委員)

先ほどの一時保護の学習と今の児相さんの業務の軽減というか、やはり学習のほうもICT教育とかオンライン事業、メタバースとかいろいろそちらが進んでいますが、そういったところ、業務にITを推進していくというお考えだったり。そういった人手や異動しなければできないところも、この10年というか、もう今までの10年でそういうこともコロナがあつてうんと進んできましたので、そういうところで広い意味でそういったことも取りあえず活用できるところは、もちろんソーシャルワークなので人が動いて人に会って人と話してというところが一番大事な業務というわけではないんですけども、いろいろ工夫できる点とか、そういうITとかいろいろ頼れる部分とかも活用していければいいのかなと考えております。

今のこどもたちも、小さいときからデジタルの中で育っていますので、デジタルは絶対駄目とか切り離すのではなくて、うまく活用して生活できるような、そんな支援だったり方策だったりもあるといいのかなと、自分もそうやって現場にいながら思うことがありますので、またそんな考えであります。よろしくお願いします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

(井口補佐)

今のところで、一時保護所の学習の関係で、島岡委員さんからは前回もオンラインの活用ということは出していただいていたと思いますし、先ほどのいろいろな工夫の中でそういったことも考えていかなければいけないだろうとは思いますが、あと既存の職員関係で言うと、それで全てがということではないんですが、今年度から、Wi-Fiを各所それなりの台数配置をしていて、移動の空き時間などで先ほどの会議の記録を打てたり、そういう効率化を図るような工夫はしているところはございますので、またそういった御意見も踏まえて、できることは検討していければと思っております。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。それではここで休憩にして、次の3の議題に進みたいと思います。今から5分なので、42分からということによろしいでしょうか。

【 休 憩 】

(上鹿渡分科会長)

では、再開したいと思います。よろしくお祈りします。

それでは、資料1の審議事項の3「社会的養育の推進に向けた取組について」ということで、これが4時半前ぐらいまでできたらと思います。また、最後にその他ということ、全体に議論されたことの中からそこで御発言をいただければと思っております。

では、順番に進めたいと思います。

資料3の(1)「市町村のこども家庭支援体制の構築」です。追加・補足説明等あればお願いします。

(井口補佐)

冒頭御説明した内容と、これまでのそれぞれのところ、御議論いただいたことを踏まえて、ざっと補足で御説明させていただきます。

口頭になってしまいますけれども、(1)の市町村のこども家庭支援体制の構築についてというところでいくと、サポートプランに関しては、もちろんいきなり全て100%作成という形にはならないかということの中で、徐々にいろいろな市町村でいろいろな工夫をしながら作成に向けた取組はされているなというところがありますので、この辺は県のほうで、またそういう横の情報のつながりみたいなことをつくっていけるといいかなと思っております。

サポートプランはやはりつくった上で、家庭支援事業でもやはり幾つかメニューがないとそこにつなげていけないところがありまして、先ほど冒頭の御説明でもありましたけれども、どう市町村の皆さんに、特に懇談会などでやり取りをさせていただいた内容としては、ショートステイというところと、あと子育て世帯訪問支援事業、ヘルパー事業というところと、あと児童育成支援拠点事業、いわばいろいろな課題、難しさを抱えたお子さんたちのデイサービスみたいな、ヤングケアラーのお子さんたちとか、少しネグレクトがみ

のお子さんたちのデイケアというような位置づけになるかと思いますが、その一つをうまく組み合わせて、市町村として実施をしていく、そういったところを施設などが引き受けていくという仕組みができればという議論をそれぞれの圏域でさせていただいたところで

す。やはり、どうしても市町村の事業が一つ一つの契約としては単価契約みたいなところもありまして、小さくなってきたりはしてしまう部分がありますので、そういうところを、全てが全てそうではないんですけど、そういったところをいかに、一つは市町村と一緒にできないかというところがあるのと、あとは1人の相談員だったり、1事業所だったり、幾つかまとめた事業を委託をして、同じ人間が、あれもするしこれもできるしという家庭の状況に合わせてやれるような仕組みづくりが考えられないかと思っているところで

す。そこに関しては、今回やらせていただいたような圏域の懇談会のようなものを継続的に開催して、いろいろな議論やアイデアを出していくというところと、それを踏まえて、実際に市町村の皆さんだったり、施設の皆さんだったり、事業所の皆さんと、私たちも、じゃあどう具体的に事業化したらいいのかということの御相談とかということが、どこまでというところはあるんですけども、できればいいなと思っていまして、できましたら、そういうことを、専任で取り組めるような職員の配置なり、役割分担の整備といったことを、児童相談所においてできるといいかなと思っているところで

す。それとあとショートステイの受け皿というところで、施設にこれまではショートステイを受けてきていただいている、児童養護施設とか乳児院で受けてきていただいている、基本的には定員の枠内で受けてきていただいている状況がある中で、小規模化や地域分散化というところの中で、施設の定員がここのところ減少してきていたり、そもそもケアの単位自体が小規模化している中でなかなか受入れが難しいという課題もいただいているところで、そこをどう考えていくのかということ、引き続き課題になってきていて、一つは里親ショートステイということがあるかとは思っていますが、もう一つは、そこもまた県だけで解決ができるわけではありませんが、ショートステイの追加でも少しあったような、専用の施設を何とかつくっていけないか、そういったものを実現していけないかということは考えていく必要があるかなと思っているところで

す。それから、一時保護委託における里親の活用に関してというところは、やはり通学の観点というところで、里親さんに御協力いただける方が増えていくといいかと考えているところで

す。それと里親、ファミリーホームへの委託の推進というところに関して、ここには成り手の確保とありますが、やはり養育の量だけではなくて質も保障していかなければいけないというところで、県としては、その一つのキーになる機関として里親支援センターの配置の促進ということ掲げているところですけども、ここに関してはやはりいろいろな御意見もあるかとは思いますが、実際現状なかなかまだ、先ほど篠田委員からも、年数がたってしまうとなかなか以降が乳児院から難しく、実際には不調も発生している状況がありますので、不調も減らしながら、量も増やして委託も推進していくことをやっていけばいいのかということとか、逆にそれ以外の御意見も含めて、先ほどの目標値ということも含めて、御意見を改めていただけるといいかと考えています。

いずれにしても、ここはお子さんのニーズにできるだけ合わせる形で、やはりケアを、もちろん里親だけではなくて施設も含めてできる体制づくりをしていかなければいけないと思っていますので、そういった体制づくりの一つの指標として、先ほどの国の目標値の、乳幼児75%、小学生以上に関しては50%というところがあるという認識でおりますので、できればその体制づくりをそこに合わせる形でしていきたいと考えているところです。

それと施設の小規模・地域分散化とか多機能化、機能転換、進化というところに関して言えば、いろいろなものを準備する、県でできることに関しては御提供申し上げつつ、施設に取り組んでいただけるように、先ほど申し上げような専任の職員が何らかの形で配置できるとすれば、地域の懇談会と連動する形で、個々の施設ともどういう事業化が可能かとか、どういう取組が可能かということをお相談できるようなことをしていければいいと思っています。

もう一つだけ補足をさせていただくと、施設の入所の見込みの数というのは、社会的養護全体の数がまずあって、里親委託率、お子さんというのが出てきて、その差引で、今施設の入所のお子さんの見込みを出してあるわけですけれども、一つは社会的養護が必要なお子さん自体のシミュレーションというのはなかなか難しく、いろいろなプラス要素ももちろんあるでしょうし、マイナス要素もあるかと思っています、例えば、難しいお子さんが増えているというお話もお伺いする中で、プラスのいろいろな要素、家庭の状況が良くなっていくとするのであれば、プラスの要素かもしれませんし、一方で、いろいろな地域の支援の機関を今増やそうとしていますので、そういう意味で申し上げればマイナス要素も当然出てくるということの中で、ここはなかなか読み切れないところがあります。

一つは、ここ10年ぐらいの社会的養護のお子さんの割合というのが、大体2%弱で変わらないというところの中で、あとは少子化の方向性というところに関しては基本的には大きく変わる場所ではないので、そのところで今見込みを立てた結果として、今の数字がシミュレーションとしては出ているところを一応御説明させていただきます。

そこには里親さんも施設もそうですけれども、一時保護の数は入っていないというところと、あとプラスアルファ、自立支援というところの観点で、今までは18歳を超えて高校を卒業するとそこまで措置解除というのが基本的な考え方だったと思うんですけれども、中長期的な受け皿という観点で言うと、できれば基本二十歳までの枠の中で、まずは措置として支援を考えた上で、先ほどからも出ており、必要であれば二十歳を超えても先ほどの自立生活援助事業のⅡ型、もしくはⅢ型という形で、その施設なり里親さんが支援を続けられるというような枠組みをつくっていければいいなと思っていますので、高校卒業から二十歳まで、少しそこが支援を必要な方が出てくるとすれば、そこは措置の人数には今入っていないということになっていますので、補足として御説明できればと思っています。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。それでは、一応一つずつ行きますか。四つありますので、一つ目の市町村のこども家庭支援体制の構築について、ここに挙げた三つ、今いただいたお話も含めまして、さらに皆さんのほうから御意見があればと思いますが、いかがでしょう

か。

山崎委員どうぞ。

(山崎特別委員)

質問にもなってしまうんですけども、サポートプランの作成について、メニューがなければなかなかつながらないということで、今、子育て家庭訪問支援事業にやっとならざるを得ない状況で、今度、また少し先になるかと思うんですけども、児童育成支援拠点事業ということを考えているんですが、15ページに参考資料で措置状況についてまとめてあるのがございまして、すごく参考になるんですけども、これのニーズ調査をしたがニーズがないとありますが、どんなところにニーズ調査をしてニーズがないと、特にニーズはどんなところを対象に調査をしたのか。ニーズがあつてやるというよりは、必要性がありながら進めていくような事業でもあるかと思うんですが。

(筒井係長)

これは単純に市町村の方の御回答、選択肢を提示した中での回答なので、実際にどういふ調査をされたのかとか、結果がどうだったかまでは、申し訳ないですけども。

(山崎特別委員)

分かりました。市町のニュアンスでということですね。あと、児童養護施設等の委託とかそんなような形で、一つの市町村ではなくていろいろなところからも幾つかの市町村でもしかしたらこういう事業をやっていくみたいな県のほうの考えもあるかと思うんですけども、ショートステイとかトワイライトステイは、1件当たりの単価が出ているのでとても考えやすいんですけども、今の国の要項を見ると、1事業所当たりとか、そういった当たりでの補助の金額だとか、上限、基準額みたいのが書かれていて、どんなふうに市町村でも取り組んでいくときに算出したらいいんだろうかということではすごく悩むところなんです。そこら辺で指標とか、こんなような形でみたいな考え方とかあればありがたいなと。

千曲市にはたまたま一つ児童養護施設があるので、そこをお話をさせていただいているような状況もあるんですけども、やはりその施設の方が言うには、県の方は一つの市町村ではなくて、ほかからもみたいなお話もちょっと聞いているみたいなことをおっしゃられていて、そうすると、1対1の契約でない場合の一事業所当たりの考え方はどうなるんだろうというのが、ちょっとまだ先のことですが、明らかになっていけばというところが一つです。

あとショートステイについての事業所、そういう事業所も増やしていけばみたいなお話もあつてすごくありがたいと思うんですが、本当にショートステイとかの需要はすごく高まっていて、育児疲れだとか、疲れてしまってレスパイト的にお母様が利用したいというところが多いんですね。ですが、施設の枠がございまして、里親さんのレスパイトも始まっているので、そこら辺との兼ね合いで、ちょっとどっちがどっちというか、どっちを優先するというか、お互いにしっかりと利用したいというときにすんなり利用できないような状況もあるので、そこら辺も少し枠とかを考えていくことが、市町村だけではお願

る一方なので、県のほうからも何かいい案があれば、お力添えいただけたらと思います。お母さんたちは、もう切実に子どもを預けたいと思っているので、こちらからとすると、できるだけ応えてあげたいなという思いがありますので、またいい方法があればというところをお願いしたいと思います。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。何かありますか。

(井口補佐)

一つあるのは、1事業所当たりということになっているものについては、基本的な標準的な中身を要綱等に沿って兼ね備えているとすると、やはり国の基準額としての1事業所当たりという金額が出てきていると思うので、そこが基準にはなってくるのかなという気がしてはいて、例えば、今ショートステイの専任人員の配置とかということであれば、その配置に当たって、例えば650万ぐらいがたしか国の基準額となっていると思うんですが、その配置に専任人員が常勤で配置をされていれば、650万を支払っていくというような形が自然は自然かなとは思いますが、もちろん、どういう支払い方がいいのかということはあると思うんですが、そういうところが一つ。

たぶん児童育成支援拠点事業も、どちらかというとな単価契約的ではなくて、正確な数字は覚えていませんが、千何百万というような形で常時の開所の日数だとか、利用している、登録しているお子さんの数が大体このぐらいというのが決まっています、それに当てはまればその基準額ぐらいの支払いができると一番いいというか、それが一つの基準にはなってくるかなとは思いますが、そういうところが一つです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。これはモデル的に実施できるといういいですね。実際こまごまいろいろと分からないことがあり、県もはっきりまだ分からず、市も分からなくて、民間も分かっていないけれども、やろうということにはなって、目標としてはかなりしっかり立てられているので、いずれはそういった連携を県内にたくさんつくるのだとしたら、どこか最初に実施するところ、1か所でも2か所でも丁寧に分からないところを子ども家庭庁に聞いたり、先行しているほかの自治体に聞くのもありだと思いますし、1回実施できるとそのやり方を横展開して、ほかの市町村の方に教えることもできます。長野県のやり方としてこういう形で広げていくということを示していけると、計画したようなことが実現できるのではないかと思います。

あと、家庭支援事業のショートステイを一番最初に広げていけたらと思うのですが、ほかの事業についても、目標は立てないにしても、指標として見ていくような、どのぐらいできてきているのか確認できていると、先ほど説明いただいた圏域での、広域での検討の場で、ある家庭支援事業についてはあまり進んでいない、目標を立てているわけではないけれども前から全然変わっておらず、一向に増える気配がないような場合にはしっかりと気づいて、それについてどうするかという話合いができるのではないかと思います。何か指標というか、共有できるものを持っていたら、せっかく話し合う場を年2回などもてる

のだとしたら、そこに参加している皆さんで進捗を確認しながら話して、その中でうまくいったところがあればそれを紹介、共有して、他の広域でもこうするとできますと言ったような話ができる、だんだん増えていくのではないかと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。島岡委員、どうぞ。

(島岡委員)

サポートプランの作成についてですが、やはりサポートプラン、今年からつくるようになって、ケースの管理や進行にどう生かすかというのが課題で、児相さんのほうとか、各施設さんや機関と一緒に進めているケースなどは、やはりサポートプランを使った共有や、そういうところもすごく必要なのかなど。これからこちらもサポートプランをどう支援に生かすかというところ、ただ書けばいい、つくればいいというだけではないかというのを感じています。

今回の計画の中で、こども用のところの131ページで、市町村と児童相談所がもっと一緒に動き一緒に学んでという、このこども向けの言葉ですが、こういうのはすごく具体的に分かりやすく、市町村としても安心できるというか、難しい言葉よりも具体的にこういうふうなサポートプラン、新しい業務が入った場合に一緒に動いてくださるというところ、そういったところの表現がされていて、すごく安心だなと思いました。

なので、作成の数や状況とかも大事ですが、どのように生かしてケースに役立ったかとか、社会的養護のこどもたちの安心・安全な生活や将来にどうなったかという取組になってくると思いましたが、こういうふうを書いてくださるページがあって、とても安心したという感想です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(筒井係長)

先ほど山崎課長がおっしゃった関係で、1事業所当たりということで、それを一つの市町村では、という話だったと思いますが、こども福祉の分野でそういうのをあまりやっていなかったりしますが、障がい者の分野で市町村と一緒に一つ一つの事業所に委託に出しているとか、ほかの分野では結構やっているところがあったりすると思います。そういうところも参考にされてはいかがかというところで、地域懇談会でもお話しさせていただいております。障がい者等ではもしかしたらやっているところがあればということで。

(山崎特別委員)

ショートとトワイライトと1人当たりの金額が出ているので、それで委託料だけお払いすればいいというのは、違うなと思ったんですが。

(井口補佐)

金額的に小さい町村、例えば1つの町で千何百万も出せるかという話になったりすると、そこはなかなか、ケースがあるかないかも分からない中でというところはあったりするかという中で、幾つか固まれば、市町村ごとに予算措置するかという按分をどうやって詰めるかというところは課題としてはあると思いますが、こうした方法は、広域で複数の市町村が一緒にやるというのは、10月の懇談会から出させていただいたところです。

(山崎特別委員)

ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

県から具体的に、例えば三つの市町村で実施するのであれば、こういう按分の仕方ですぐらい出せたら実施できますみたいな具体的な話として示せると、そうであればやろかなと考えるところが出てくるのではないかと思います。それがわからず、無理だと思ってあきらめてしまう自治体もあるのではないかと今聞いていて思ったので、より具体的に次の一步を踏み出せるような準備というか、説明があるといいのではないかと思います。ありがとうございます。

それでは(2)に行きます。「一時保護改革に向けた取組について」です。里親の活用についてということですが、ほかにも併せて、一時保護についてのお話で何かあったらお願いします。

筒井さん、どうぞ。

(筒井係長)

資料3のお話の中で、説明の中で省略してしまったところがあるんですが、一時保護の委託の里親の目標で、一時保護のほうでは里親支援センター当たり、3世帯以上になる形にしているんですけども、ショートステイの場合は、先ほど見ていただいたように、中学校区ごとと目標を分けているんですけども、この辺の扱いを、あえて変えているんですけども、ここを変える必要があるのかないのか、もしお考えがあれば、この辺の御意見をいただきたいと思います。

資料3の真ん中のところの一時保護の関係で、評価指標の2番目ですが。里親への一時保護の委託も進めていきたいと考えておるんですけども、評価指標として今考えているのが、一時保護委託の打診ができる里親が、1里親支援センター当たり3世帯以上を目標値にしていますけれども、ショートステイの目標と、左の上から2番目の評価指標の上から二つ目ですが、ショートステイ委託が可能な里親・ファミリーホーム、こちらは中学校区1世帯以上と分けているんですけども、この辺の扱いをどうすべきかというところに御意見をいただきたいところかと思っています。

(上鹿渡分科会長)

実際には一時保護委託可能な里親さんを事前に確認していてその方に委託している、それともそのときによって、今は登録している里親数も十分ではないので、いろいろな状況を見て、受け入れ可能そうな方にまず連絡するという感じでしょうか。

(井口補佐)

現実的には、児相によっても多少違うかもしれませんが、一定のアンケート等取らせていただいた中で、必要があればそのアンケートで受けていただけそうな方に、お子さんの状況が必要があれば打診をしてみるという感じかなと思っています。

ショートステイもそうかもしれないんですが、ショートステイ以上におそらく緊急的ということが出てくることはあると思うので、いったんはここで一律にショートステイと同じような感じでというよりは、少し分けた書き方で、かつなかなか中学校区に一つずつ一時保護というわけにもいかないところの難しさはあるところで、里親支援センターとセットでここに書いてあるような表現にいったんはしてみたというところですけども。

まさに里親さんのお立場的なところも含めて御意見をいただけるとありがたいとは思いますが。

(上鹿渡分科会長)

この一時保護委託から長くなってしまいう場合もあるのではないかと思います。一時保護委託も可能な里親さんがどれぐらいいてくださるかということなのかなと。あと、先ほどの一時保護の専用棟をつくっていくと、その地域によってそれがあるところとないところで里親さんがもう少ないないと、近くでは一時保護できないようなこともあったりするのかなと、今聞いていて思ったんですけども、宮川さん、いかがですか。この目標の設定の仕方というのは。里親さんの的には。

(宮川委員)

施設で一時保護棟がどんどんできてきていて、自分の周りでは、あまり一時保護というのは聞かなかったの、施設の進化優先かなというイメージを持っていたんですけども、実は違ったんですね。里親にも出そうとしているけれども使える状態の登録が少ないというか、そこのジレンマはあるのかなと感じました。

どうしても、仕事をされている里親さんが多いと、すぐに今日からという受入れ体制が整わなくてということが起きているのかなと思いました。かといって、あまり年齢が高くなってから、小さい乳児が突然やってくるというのも預けにくいのかなと思ったり。

(上鹿渡分科会長)

そうですね、受け入れ準備も赤ちゃんが来たりする場合は、ケアに必要な物もセットで持ってきてくれないとできませんよね。乳幼児緊急里親を展開している自治体では、そういう必需品をセットで全部貸し出して、他に必要な契約もした上で実施するというところに取り組んでいるところもありますが、里親に一時保護をお願いするにあたって、どういうふうにとか、確かにこのままの設定でよいのか検討する必要がありますね。

ショートステイは、もう最初から日が決まっていて絶対帰る、ある期間で必ずいったんは帰る形なのでこの形で実施するとしても、一時保護は、本当に短くて次に里親さんに委託や家庭に戻ることができるなら専用棟で実施するというのはありだと思いますし、里親さんに来れば、次の家庭保護になる率が高まるのではという考え方はあると思います。た

だ、里親での一時保護委託から実は施設に移行しているような事態もなくはないと思います。子どもが必要とする次の行き場所、受け皿がなかったりということもあると思います。

でも、ここが県としてどうかというのは、このような設定でよいのか迷われているということですね。

(筒井係長)

ここをどうするかというのは、中でも議論をしているところで、いずれにしても里親への一時保護委託ということも考えなければならないかなというところの中で、数字的な目標としてどう立てるべきかというところで、この先いろいろと求められるところで。

(上鹿渡分科会長)

ちなみにこの3というのはどういうふうに出てきたのでしょうか。

(井口補佐)

ここは正直、具体的な根拠はあまりなく、1では少ないだろうし、一方で5というとなかなか大変かなという感じが。

(上鹿渡分科会長)

あまり多くならないように、3なら誰かに行けるかなというところでしょうか。

(井口補佐)

そういうことも含めてですね。あと、打診可能ということなので、必ずしも常日頃から受けられるということではないということで、条件がそろえばうちで積極的に受けますよという方が3世帯ぐらいあって、全県に30ぐらいあると、いろいろなときに、もちろん全部が全部じゃないんですけども、一定程度里親での委託ということもできそうかなと、そういうイメージで考えております。

(上鹿渡分科会長)

連絡するほうとしてはしやすいですね。もし何かあったら連絡が行く可能性がありますと事前に伝えている方には、何も伝えず急をお願いするよりはずっと言いやすいかなとは思いますが。

ここは何とも言えない雰囲気ですが。

(筒井係長)

今日ということではなく、またもう少し時間をいただければと。

(上鹿渡分科会長)

そうですね、私もまた確認してみます。これについてはまたお話しできたらと思います。ほかはいいですか。一時保護についてはよろしいですか。

では、(3)「里親・ファミリーホームへの委託の推進」、里親の担い手の確保についてということで、これはリクルートとか登録数ですね。

(筒井係長)

ここについては課題としてあがっていて、特に里親支援センターをやっている方とか、実際にやっていると指摘されているのですが、なかなか具体的な打開策が見いだせていないのかなというところで、計画にどこまで位置づけられるかというのはあるんですけども、どういう切り込みがあるのかなというところで御意見をいただければということで出させていただいたものになります。

(上鹿渡分科会長)

いかがでしょうか。

(井口補佐)

もう一点だけ補足させていただくと、里親支援センターを持ってきたというところに関して言うと、例えば、里親支援センターの場合には基本的にリクルートして登録して支援していただく、一緒にお子さんを養育していただく形になると整理をしていますが、参考資料1にも記載はしてはありますが、令和5年度に25の県内で新しい養育里親さんの登録があったんですが、そのうち半分以上が二つの里親支援センターで登録になっていまして、児童相談所経由で登録になっているというのは半数以下、5所という状況のなかで。

(井口補佐)

288ページ。これが民間2か所と児相の5か所の養育里親の新規の登録数の推移で、半分ぐらいは2か所でやっているという状況があって、過去の推移を見ても、里親支援センターのほうが、それが養育里親の数、登録につながってきているところがあるので、そういうところの活力というか、ノウハウだったりというのは横展開だったり、みんなで共有しながら、またやっていくというところは一つあるかなとは思っていますけれども。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。数を増やしていく。民間に積極的に一緒に取り組んでもらうということで、児相だけではできないところまで届けることができるので、人が増えてということであったかと思いますが。

最近これをやるためにNPOとして家庭養育支援機構という、全国のいろいろな機関や自治体を支援する中間支援団体をつくったのですが、長野県は既にそのリクルート研修を受けていただいて、これまでと違ったタイプのリクルートを展開する準備ができているかと思えます。

あとは、里親自体の考え方をさらに「こどもと一緒に居ながら親を助ける」という里親のイメージが、これから増えてくる里親だと思うんですね。このパーマネンシー保障を十

分に考えながら、里親を日本は増やすことになるのですが、里親でとどまるのではなくて、親子分離され委託される前に、既に親を助けていたり、委託された後も一緒に親を助ける、親と一緒に子どもを育てる里親という発想、そういう里親であればやってみようかなと思う方が増えるのではないかと思います。最初はたぶんショートステイ里親というところで関わっていただいて、親御さんと一緒に親御さんの休みを取ってあげられるみたいな役割ですよね。そんなところから入っていくと、これまでのイメージと違った里親をやってみようかなという方が増えてくるのではないかと期待します。

あとは、全国的にも共働き家庭がどうしても対象になってくるので、そこをどうするかというのが、国もなかなか取り組みにくいところで、里親支援センターも事業としてやれるのですが、誰もできていないというのが実際のところなんです。これは企業も巻き込んで展開していかなければならないようなことですが、そういうことにも取り組む必要があると思います。長野県でもそういった取組、個別の企業に里親制度をもう少し知っていただいて、その里親さんになる人たちへの教育、研修に行くならそこは有休ではなく、ボランティア休暇など既にある別の形を活用して参加できるようにするとか、社会的養護に取り組んでくれている方なんだという理解が会社の中でも出てくるとだいぶ変わってくるのではないかと思います。これはかなり大きな変化への取り組みではありますが、国の制度を変えなくてもできることなので、このようなことに取り組んでいくのが一つかなと思います。

これはNPO家庭養育支援機構でもいろいろ取り組んでいこうと思っていますので、長野県とも協力できたらと思っています。いろいろなやり方を、これまでない形でやらないと、これまで提示されてきた里親数の確保は難しいと思います。ただ、いろいろな調査で、周知しリクルートすれば、必要な里親数は登録可能ということは、これまでも幾つかの調査で言われているところではありますので、やはりあきらめずにやり方を工夫していくことが大事だと思います。

ここは、今自分でも取り組んでいることでしたので、プラスで情報提供ということでお伝えしました。

ほかは何かありますか。なければ次に行きますが、(4)の施設の小規模かつ地域分散化、進化について、市町村家庭支援事業の受託の推進と絡めて、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。先ほどの(1)に少し絡んでくる話ですが、加えて何かあれば。

どうぞ。

(川瀬委員)

市町村とも分科会長がおっしゃるような関わるんですけども、たぶんまず国の社会的養育の必要なこどもの数を4万5,000というのは変わっていないと思うんですね。実際に虐待の相談件数は20万件ぐらいの高止まりで、実際に施設に入所しているこどもたちが減っていて、実際に相談のうちの約0.2%が児童福祉施設で絡んでいるということになりますと、施設に関わっていないこどもたちはどこで何をしているかということ、市町村にいるんです。それがまずあって、そういった支援を今後やっていかなければならないわけなんです。

といったときに、もちろん今の進化という言葉のように、高機能化・多機能化していく

ことは時代の要請であり、ニーズとしてあって取り組まなければいけないことなんだけれども、同時に市町村との補助事業である子育て支援全体のメニューを児童養護施設がやっていくためには、やはりやりやすくしていかないとならないと思っていて、その点で、意見でもあるんですけども、分科会長も言われているように、私は諏訪地域ですが、それぞれの動きというのは、現場レベルでは積極的に行いたいんだけど、なかなか市町村単位で行うということに消極的な姿勢がとても見えるということを見ると、やはり今分科会長が言われていたように、県も含めて枠づけをしていただいて、こういうモデルでこのようにすれば予算がかかって問題が解決していくということを示していく。または、それに対して児童相談所や県も一緒にやっていきましょうと。やりなさいということではなく、そういうアプローチの在り方として、この問題を進めていくことによって、僕は少しずつ血液のように流れていくんじゃないかと思っているんですね。

そういったことで、我々民間法人としてのさらなる努力も引き出しながらやっていくということが大切なんじゃないかなと。あとはパーマネンシー保障等の方針の中で、児童相談所も、まずは虐待の対応で手いっぱい書いてあるわけです。その中でこれも進めるということは、市町村もそれを同じようなことを実際に業務としてやっているわけで、そこにはやはり支えたが必要だし、一つの機関だけではできないことも多いと思うので、やはり一緒にやっていく枠組み、なおかつ予算も含めてきちんと枠づけをして進めていくということが大切になるんじゃないかなと思っているので、その辺の御協力は、また県・国にもお願いしたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。とても重要な点だと思います。パーマネンシー保障という軸が今回できましたので、その一番先に市町村がいますので、県がこれを実現しようと思ったら、この人たちとどうやって協働するかということを考えないと、もう最初からできないことになってしまいますので、市町村の方にもそこを理解していただき、県としても一緒に取り組む。施設の方は、施設として子どものパーマネンシー保障に直接貢献できないのではとされていることもありますが、実は市町村がパーマネンシー保障のために家庭支援を実施したいと思っても、乳児院や児童養護施設、里親などこれまで地域の中で子どものために頑張ってきた方々の協力がないと、受け皿となる支援を用意できません。関係する皆さんが子どものためにそれぞれ今まで担っていた役割を、少しずつ変えると、これから必要な受け皿、支援メニューを準備できるのが今だと思います。

長野県は施設がたくさんあって、市町村もいっぱいあって、ちょうど良い具合に圏域というもともと協力する体制がつくられています。たくさんあるけれども、ばらばらではない繋がり、システムを持っていますので、これをしっかり県がリードして、せっかく今回このような計画を立てていますので、どこか1か所でもモデルとして示しながら、この計画を実現するとしたら、どこかまずは1か所で実施してみる。1か所できるとたぶんほかのところには横展開できると思いますので、一つ決めて実施し、計画で次の年までにはどこかの自治体と取り組んでみるようなことを実際に考えていただければ、この計画に示されたことを実現できるのではないかと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

(篠田委員)

川瀬委員と同じことなんですけれども、私たちは私たちができること、市町村が求めていることは何かという話を、先日もある市町村としたんですけれども、出し合ったところで、じゃあどうしていこうという話にまだならなくて、どこでどう予算がつくのかというところが出てこないの、できれば令和7年の4月から始めていきたいというところがあるんですけれども、そこがまだ進んでいかないというのは、やはり県の方のお力を借りたいなというところ。以前ショートステイを始めたときも、ある市と契約したところから、こういうことが施設で使えるんだというのがだんだん波及して行って、町村とも契約できているところからショートステイをお受けするようになったという経過から考えると、やはりそういった、まず最初にどこかとやって、こういうことをここでやっているかというのを周りの市町村が聞けば、きっと広がっていくのかなと。利用してもらえ施設になるのかなと思っているので、ぜひお願いしたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

いかがでしょうか、何かあれば。筒井さん、どうぞ。

(筒井係長)

資料2-1にも書いてあるんですが、一応口頭でも少しお話ししたんですけれども、地域懇談会を今年度やらせていただいている、施設にもヒアリングさせていただいたところですが、5年に1回だけこれを行ったのでは意味がないというのは実感としてあったところで、資料2-1にも書かせていただいたんですが、下のほうに、やはり地域ごとの支援、サポート体制をつくっていく中で、特に施設と市町村の関係づくりをどうしていくかというのは、かなり大きなテーマだなと思っています。

この計画の中でどこかまで書けるかというのはあるんですが、計画を運用していく中では必ず必要なことだと思うので、できればこの児童相談所にそういった担当も置きながら、圏域ごとにそういった話合いというか、調整ができるような、枠組みというか、何とか協議会みたいな名前ではないかもしれないんですけれども、そういった継続的な検討の仕組みというのがつくれないかなと考えてはいるところです。

(上鹿渡分科会長)

児相に担当者を置いていただくと、その方が考え続けることになると思います。

(筒井係長)

それだけを考えるような担当者、ケースは持たないで、そうしたことを専門にした担当者を置けるようにしたいと考えています。

(上鹿渡分科会長)

そうですね、そうすることで動くと思います。パーマネンシー保障もそうですけれども、

大事なところなので、そこはぜひ人をつけていただいて、実際に動かしていただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、大体時間になってきたのですが、最後にその他ということで、また何かあればと思いますが。唐木若者委員さん、用意してきてくださったものを共有できますか。

(唐木若者委員)

先ほど言えなかったんですけども、意見になるか分からないんですけども、(3)の妊産婦等生活援助事業ですが、私の経験したことです、小さい頃に急に児童相談所の方が来て、一つ上の姉がいるんですけども、一緒に急に学校帰りに児童相談所に連れていかれて、それが私にとってすごくトラウマになっていて、今でもトラウマになっています。

自分が結婚して子どもを産んだときに、やはり親がいなくて頼れる人がいなかったんですけども、そこでも何か産後すごくしんどかったときとかあったんですけども、そのトラウマがあってなかなか相談もできずに、結局頼れる人もいなくて、その結果ちょっと産後鬱になってしまったんです。

深く考え過ぎてしまうところがあって、里親さんには絶対そんなことないよと言われたんですが、でも行政の人に困っていますとか相談すると、自分が経験したことが自分の子どもにもなってしまいうんじゃないかな、連れていかれちゃうんじゃないかなと思って、結局困ったことがあってもできなくて、自分で言うのもあれなんですけれども、結構しんどい思いをしたので、もし何か私と同じように思っている方がいたら、そういう思いをしなくていいようになればいいなと、願いなんですけれども。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。自分にとって必要な使えそうな支援があったのに、かつて子どもとして経験した支援のイメージが悪く、今大丈夫だと言われるけれども、なかなか怖くて受けられないということもあるということですね。

(唐木若者委員)

その後も産後うつとかになってしまって、今3人いるんですけども、そのときに助けてくれたのも里親さんで、クリニックに行くのも怖いというか、入院経験もあって、やはり行くとまた入院されられちゃうんじゃないかと思って、里親さんのところを出たときから、もう自分で病院もやめちゃって、薬もやめちゃったんですけども、やっぱり里親さんが毎回3時間ぐらいかけて通院についてきてくれて、私がもう1人で行けるようになるまで一緒についてきてくれたので。

今はとても落ち着いているんですけども、やっぱりそれは相談できる大人がいるということと、育児に疲れたなとか、育児とストレスでもう限界となったときに、「帰っていい？」と言ってすぐ帰れるおうちがあるということと、里親さんも、帰れば「おかえり」と言って歓迎してくれるし、「いつでも帰っておいで」と言ってくれる人がいるというのが、今の安定につながっていて、私自身も安心して子育てできています。

(上鹿渡分科会長)

なるほど、ありがとうございます。とても貴重なお話です。今、入り口は妊産婦等生活援助事業からでしたが、自立というか、さらにその先のお話でもあったかなと思います。まさにパーマネンシー保障で言われている、「ずっと一緒にいてくれると子どもが思えるつながり」が里親さんとの間に維持されていたのだと思います。

いろいろ考えなければならぬところで、ケアリーバーと呼ばれる方々、その後のフォローというのは、本当はかなり長く考えなければならぬで、こういう一般的には使えそうな事業も、そういう方々からすると非常に怖いものになる可能性は、確かに今のお話を聞いているととてもよく理解できることでした。そういう方々にこそ、ほかに親族などで助けてくれる方がいない方にこそ、このような支援を届けたいと思っているのに、そのような方は実はこれに近づくだけでも怖かったりすることもあるということが分かったと思います。当事者の方にとっての成果とするために必要な大事な視点を教えていただきました。ありがとうございます。

では、時間が過ぎていますが、ほかによろしいでしょうか。アドボケイトの話があまり出てきていなかったかなと思ひまして。外部の独立した機関や人が子どもの声を聴くと言ったような取り組みが弱いかと思います。これについて、例えば一時保護所に入所した子ども全員にアドボケイトが関われるようにしている自治体も出てきました。一時保護所でアドボケイトが関わっていると、その後の里親や施設、また、もしかしたら家に帰ってから子どもの声を聴く体制を今後つくれるかもしれません。こどもの声を聞くことの重要性はかなりたくさん示されているのですが、具体的にどのような方法で実施するといったことは示されておらず、独立した機関や人がしっかり子どもの声を聴く体制をつくっていただけたらと思ひました。

それでは、ここから会議事項の(2)の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

(筒井係長)

長時間の御審議ありがとうございました。最後の議題で資料4をお願いいたします。

今後の計画策定までの大まかなスケジュールを説明させていただきたいと思ひます。

今日は計画の原案を中心に御審議いただいたところで、本日いただいた御意見も踏まえながら調整させていただいて、12月上旬になります。パブリックコメント、県民意見公募手続を行いたいと考えております。並行して県議会11月定例会がございますが、その県民文化健康福祉委員会におきましても、現在の計画の策定状況等を報告する方向で今調整をしております。

パブリックコメントですけれども、30日間行いまして、1月上旬に締め切りと考えております。その後の事務的な作業ですが、最終的な計画案と方針案の作成を行いまして、2月5日の水曜日に、また御予定をお願いしたいと思ひますけれども、分科会で計画の最終案の御審議をいただきたいと思ひているところでございます。

その上で、また最終的な調整をさせていただいて、3月中旬ですけれども、この分科会の上位の審議会の県の社会福祉審議会において答申をいただく予定としております。

3月中旬の審議会におきましては、原則として分科会長からの報告ということでお願い

をしておりますので、上鹿渡会長におかれましては、すみませんが、調整をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

そしてその答申を踏まえまして、3月下旬を予定しておりますが、計画の策定ということで進めていきたいと思っております。

このようなスケジュールで予定しておりますので、引き続き御協力と御対応をお願いできればと思っております。

説明は以上とさせていただきます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に関して御質問等ございますでしょうか。

それでは、本日子定の議題は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

4 その他

(上鹿渡分科会長)

続いて4「その他」、事務局から説明がありましたらお願いいたします。

(事務局)

特にございません。

(上鹿渡分科会長)

そのほか、委員の皆様からは大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれで終了となります。事務局に進行をお返しいたします。

(井口課長補佐)

そうしましたら、上鹿渡分科会長、それから委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。長時間ありがとうございます。

4回目の開催についてでございますけれども、今、話ございましたが、2月5日水曜日に同じ時間帯で、場所もこちらで開催を予定しておりますので、御予定のほどよろしく願いします。

委員の皆様には、別途正式に御連絡、御案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

5 閉会

(井口課長補佐)

以上をもちまして、本日の分科会はこれで終了とさせていただきます。熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)